新撰本朝年代記大成繪抄

天神七代

漢土の人始ハ盤固よりて始りて三皇五帝三王とはぐく

天地いまだ剖れ陰陽分れざるに時雖[illegible]事[illegible]子[illegible]如く陰陽に[illegible]身を含めり是を名けて天[illegible]王[illegible]と中[illegible]あさしかが[illegible]いて天となり[illegible]は[illegible]地となりて後に[illegible]その中[illegible]

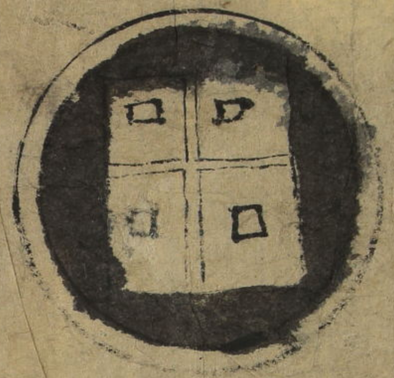

第一 國常立尊

陽神なり天御中主尊
近江国日吉二の宮是
伊勢ハ宮豊受皇太神宮とあらはれる

第二 國挾槌尊

陽神なり水徳をもつて王たり治天百億万
案江列日吉八王子の社御神神なり

第三 豊斟渟尊

陽神なり火徳をもつて王者り治天百億万
案江列日吉三の宮御神神なり

第四 泥土煮尊 沙土煮尊

陽神二神共木徳之
陰神二百億万案
陽神ハ勢列月讀の社御神神なり
陰神ハ摩列井沢の社御神神なり

第五 大戸道尊 大戸邊尊

陽神二神共金徳之
陰神二万億万案
陽神ハ越前羽たき社御神神なり
陰神ハ豆列阿部乃社御神神なり

第六 面足尊 惶根尊

陽神二神共土徳之
陰神二百億万案
陽神ハ勢列四戸の社共御神神なり
陰神ハ越後中原の御神の御神神なり

第七 伊弉諾尊 伊弉冊尊

治天二万三千四十案
陽神ハ江列大上宮賀
御神神なり陰神ハ加列白山比咩の社御神
神なり二神天使持乃ことに天下之天の御
神をさしれなり 芸海原を掻きたり給ひしなり

其弁の志ゑ凝かたまりて嶋となり鰹鳥
盧嶋是なり二ちしらの神は嶋に天降り
て此嶋を以て國中の柱と陽神ハ左に
わかり陰神ハ右にめぐり二つ面に多ひ物ふ付
鶺鴒といふ為の尾ゑをたくに見ひ物ひ
交合の道ゆかしかひしより今は西去と申ふ
八洲の名ありそのち天の下の生たん者をとう
ゐんとて日の神月乃神弟に素盞烏尊を
生ましゐ

地神五代

日本始主神系祖

第一 天照皇太神

此治世て二十五万家
おかひつめひら此尊と
中なり此出れつきうかいく西のくらに

てりかゝやきなふ世ハ二神めてあいしなふて
天上とさしめなふ此りゞ里にゆゑ付たまふ
八さかにのこそ丸といふ玉を素盞烏しい
うけてかゝぐ此ふきなふいきの内より生れ
かたまふ神を天照大神乃此尊とまたまふ
天照大神乃此子とまたまふ

第二 忍穂耳尊

此治世て三十万家之
天照大神の此子なり
爲こむまひの尊此ひすめたかさらのひや
をめとりて天瓊々杵尊なりこゝ爲ふ

第三 瓊瓊杵尊

此治世て三十一万家
天照大神尊此子なり
爲天ゑ系より日向乃西にあまくたり五年ゑ

中は国乃ぬしとありたまひこの花さくや姫
をめとりて喜火火出見爲とうこゝあふ

第四 喜火出見尊

御治世て六十三万七千八百九十二歳 慶々祥の
爲の子なりこのさくや姫一夜にて
らめる子なる田へおきれ爲うさかいあふに
さくや姫是をうらみむろを作りこも門に入ら
ある子れ爲乃さ○にあらはゆけ志めへしと
ちかひをせて火をかのあひしが火出中に
て生れかあひておやすとにてがなりしと
なり是を喜火火出見のなるとゆなり

第五 鸕鷀草葺不合尊

御治世て八十三万六千四十二歳 喜火火

出見爲の子なり兄なれせそり乃爲ハ海
猫をこのこ弟れ喜火出見の爲ハ猟をこ
のこあふ事ハ時ゝがいにこのむ事を久あふに
えりのなり迄ゆへになれせそり乃爲弓矢を
久しきうばりとしたまへとのさまふ時
喜火火出見はりぐりをしあひあふ也へ
見はしてしたれはのおきなかをしへに国せ
神をたのこあへハあるめといふ魚乃口にしを
りとしえあふ刻ゆゑ神の姫とよ玉ひめを妻と
して三年とかゝりあふ三とせるて国にかゝりたふ
時とよ玉姫ならしあり国のこゝあへに産屋をそ
て諸あへ三風わら此日明へしとせそくかて
久りあふとよ玉姫来りて産しあふかなり我

神武帝
日向の国から
いくさ丹に
のりて
とたつ
けなふ
まさ
ひやう
ろを
ほこそ
まと
の国
なりする
ひこを
たつけ
たまふ
法国を
あらり大てき
をあらはし
なふ

うじやをんなふなとのこまふをそるこをかいてのぞきんなんだ
まゝ玉姫にまゝ
なふそるおとろ
んなふ子をかやにつこんまぐにしてて海に久
ゆるゆるにしてうじやにさうかやふきあハせんのそるとや
なりられんをうやはてうじやとふきしよいまこふ
きあませぬ内に生れおなふといふ前の名を
○八十三万五千六百七十六年甲寅釈迦誕生
周の昭王二十六年四月八日○八十三万五千七百五十
四年壬申二月十五日尺迦入滅周の昭王五十三年
○新神のおとゝ始まりひやをめとして八十三
万五千九百九十二庚午年正月一日に此子神武
盤余彦尊是ワ新人王の始なり此年十五

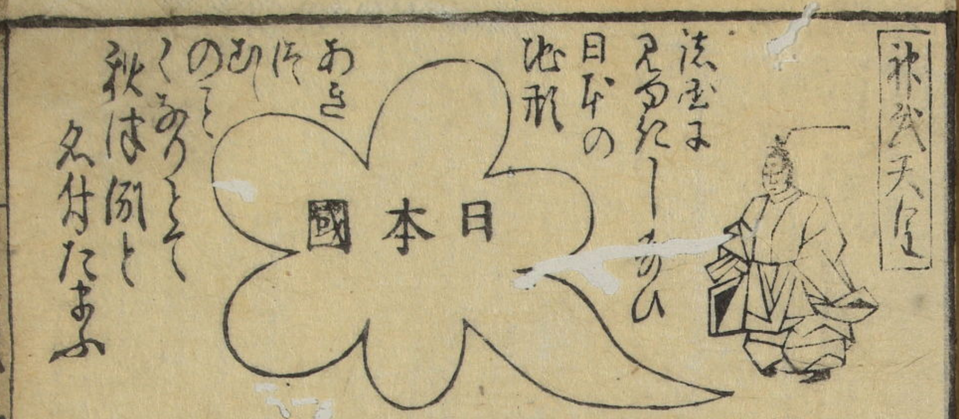
神武天皇
法国は
見なれしあひ
日本の
地形
あき
はし
むし
のこと
くなりとて
秋は例と
名付たまふ
日本國

にて皇太子に立此年四十四歳にて紀氏と
たいけなり此年五十二歳にて舊月ふ合なり
儀りとうけ日向国吾田邑の吾平は姫と后
とし帝王乃此位につきなふ是を神武と申此
年庚申に東周の惠王十七年にあたる之惠
王ハ周武王より十八主伏羲より二万四百四十七
年あなり

人皇

今上皇帝迄百十四代
宝祚 萬々歳

一代 神武天皇

元年辛酉分宝永
三迄二千三百七十一年之
諱ハ神日本盤余彦尊と云ふ天照太神より
五代舊不合尊第四皇子此母ハ新神
乃姫玉より姫○二十九巳丑此后五十姪神

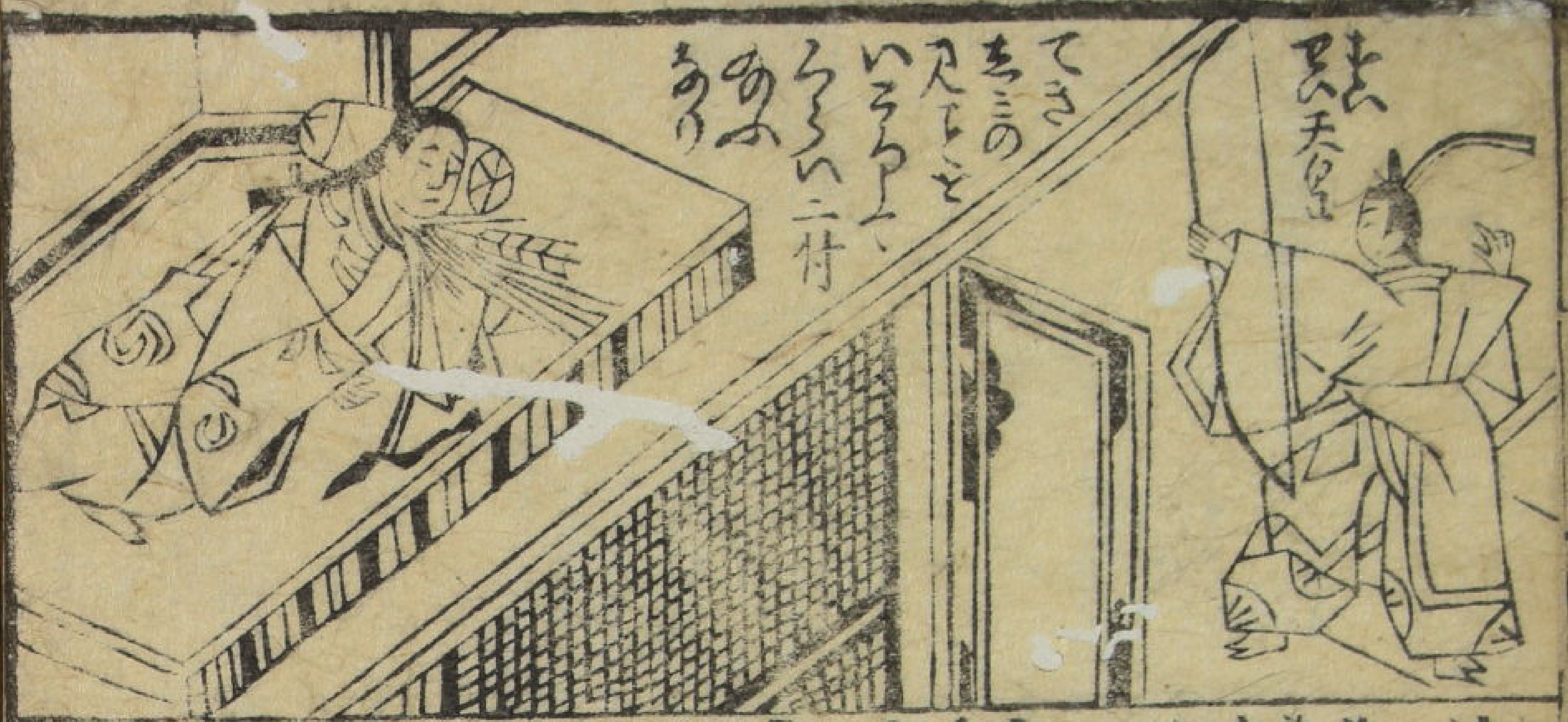

渟名川耳の尊を春宮に立給ふ二綏靖天皇にて照
あり〇三十一年辛卯四月諸国を巡りたまひて
本の地形蜻蛉のごとくなりとて 三十三癸
秋津洲と名つけ給ふ〇四十二壬巳後継の年
十四子を立給ふ〇五十七丁巳唐東周の二十一
定王の三年に当る 庶兄手研耳の尊
〇五十八戊午にはじめて位につきたまふ〇五十九己未
を葬る 中に仲忍を殺して畝傍山東北の陵
しづまり給ふ〇七十六丙子三月十一日神武百二十七歳
にて崩御なり このとしより三年空位にて帝ましまさず

二代 綏靖天皇

諱は神渟名川耳の尊と申す神武第三の御子也
元年庚辰より宝永三年迄
二千二百九十二年になり

ともに神武第二の御子也 年五十二歳
にて即位 同年五十鈴依媛を立て后
とし 在位三十三年〇四癸未 神八井耳
命薨じ給ふ〇十五甲午 事代主命の小女
依媛の皇子に 安寧を生〇二十五甲辰 安
寧十一歳にて太子とし〇二十九戊甲 安寧の
后渟名底仲媛の命 此皇に懿徳をうみ給ふ
しかり〇三十一庚戌 唐東周の霊王の三年に当る 十
月皇居の後邑にて崩御なる〇三十三壬子五月
十日年八十四歳にて天王崩じ給ふ

三代 安寧天皇

諱は磯城津彦玉手看尊と申す 綏靖第二
元年癸丑より宝永三
迄二千三百四十九年也

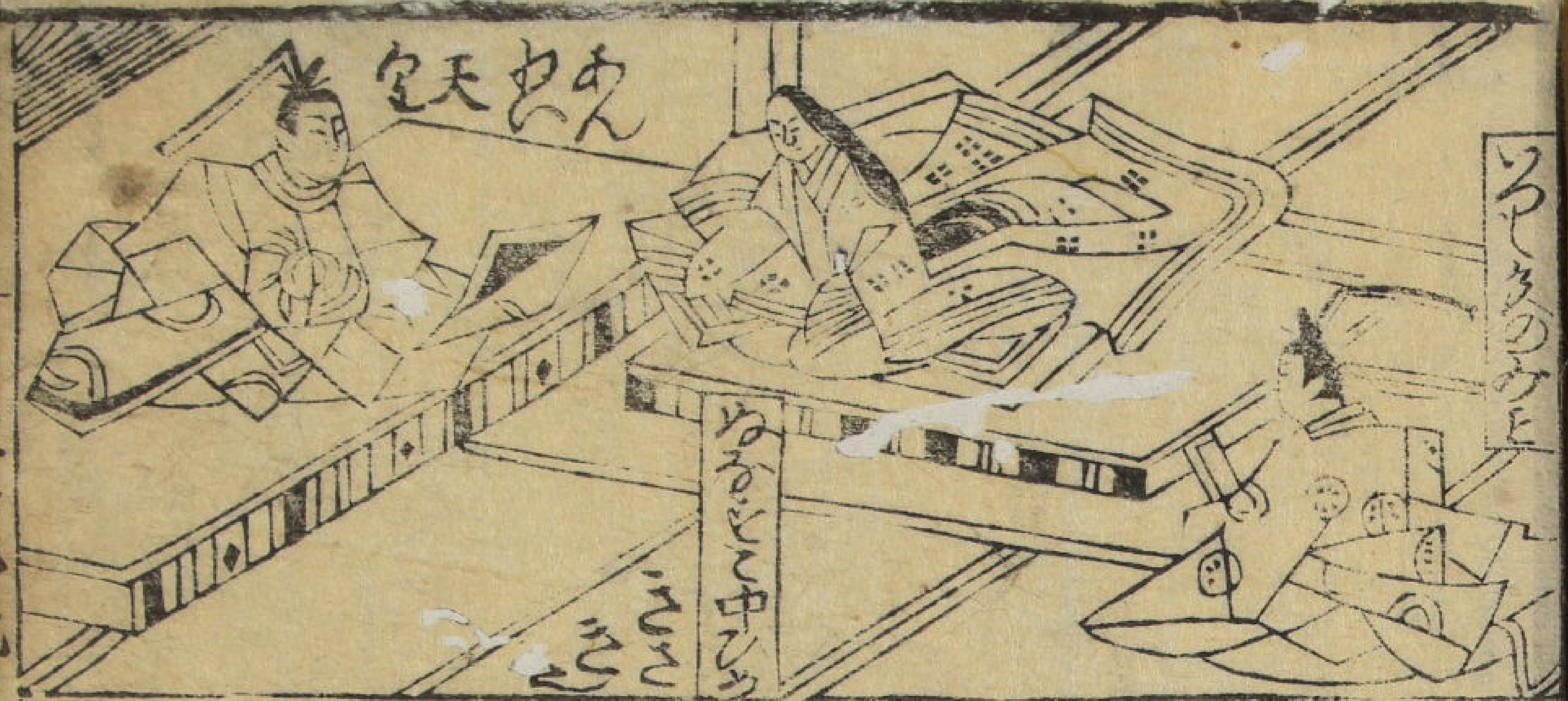

十家にて此位天下をしりめんなり二十八年
○二甲子朝を行塩の浮穴にうつしたまふ○十一
癸亥正月懿徳帝此年十六才にて太子に立
あふ○唐の孔子周に行て礼を考ふに曰
たまふ我朝安寧天王の廿三年にあたる○
庚寅王乃廿三年に考ふ年を安寧二十
七年にあたる○卅八庚子十二月六日此年五十
七家にて天皇崩しあふ

四代 懿徳天皇

元年辛卯が宝永三
迄二千二百二十一年なり
偉ハ大日本老耶友命といふ安寧第二
の皇子此年四家にて此御位之天皇は
媛命を后とし此国志ありけれ三十四年

○二壬辰正月朝地に朝をうつして曲峰宮と
名付く○五乙未孝照地生○りうこれ東
周廿六世敬王乃二十五年呉王夫差越を伐
我朝懿徳十七丁未の年にあたる○庚敬王廿
九年に孔子去秋を作り六経を定む此年
朝四死を○二十二壬子孝昭十八才にて太子に立
あふ○三十二壬戌唐の孔子七十二家にて四月八
日に卒を○三十四癸亥九月八日に七十七家にて天皇
崩しあふうねひ山の南まさきの谷の上乃みさし
きに葬をてまつる 此ゟ一年空位

五代 孝昭天皇

元年丙寅が宝永三迄
二千百八十六年なり
偉ハ観松彦香殖稲命といふ懿徳天皇の

すなはち年三十二歳にして即位 尾張連の遠祖の瀛津世襲か妹世襲足姫をもつて后となしたまふ也 在位八十三年 此時始めて撥土よ移し他心なしとあり ○元戊辰 鹿越 ○九甲戌 三隅国の二十八人 皇子天足彦国押人命五十 貞宗王 孔子 ○四十九甲子 孝安誕生 ○六十八癸酉 孝安二十歳にて太子に立給ふ ○八十三戊子八月五日 百十四歳にて天皇崩し給ふ

六代 孝安天皇

孝昭天皇第二の皇子 日本足彦国押人命と申 孝昭の太子也 母は世襲足姫 元年己丑 宝永三迄 二千百三年 年三十六歳にて位に即給ふ

都を大和の室地に遷して秋津嶋の宮と名づく 姪押媛を以て后とし給ふ 在位百二年 ○三十一庚申 生まる ○五十一己卯 孝昊帝に大己貴の命と申す 积梁大明神とあらはる ○七十六甲辰 孝霊二十六歳にて太子に立給ふ ○百二庚午正月九日 年百卅七歳にて天皇崩し給ふ

七代 孝霊天皇

大日本根子彦太瓊命と申 孝安の第一の皇子 母は押媛 元年辛未 宝永三迄 二千一年に成 孝安の太子也 年五十三歳にて位に即給ふ 在位七十六年 ○二壬申 細媛命を后とし 都を大和の黒田に

遷て後戸の宮と名つて○五乙亥 後宮の西家
士山出現を同時近江の名湖ほれある
○十八戊子 磯城縣主大目の女押細姫の母後
に孝元帝 誕生と○三十六乙巳 孝元十九歳に
て太子に立ぬ○四十四甲子 庚秦の始皇帝
位○七十二壬午 孔子乃經書らしめて日本に見る
家○七十六丙戌二月八日 此年百廿八歳にて天
皇崩しにまふ

八代 孝元天皇

元年丁亥 宝永三迄
千九百二十五年之間 津八
大日本根子彦国牽命 といふ 孝昊天王の
皇子 此年六十一正月十四日に此帝位御代を
ちかしめん○五十七年○四庚子三月に頼

頼地にうつりて○五辛卯 兒の太祢志多の
にあまたなり 君臣乃 [illegible] 奥座ましまれた
ちかくをの見こと戸隠山にうつり宮完を
いとなゝ○七癸巳 攝政遷命を頼て后と志
りに同年 元化帝 誕生○廿二戊申 此年十六歳にて
完化太子に立ぬ○三十九乙丑六月大雪ある○五十七
癸未九月二日百十七歳にて天皇崩しまふ

九代 開化天皇

元年甲申 宝永三
迄千八百六十八年 [illegible]
津八日本根子彦大日日命といふ 孝元天皇
第二の皇子 五十二歳にて此年位に 六十年
物部氏の妻 狐大綜麻杵乃女伊香色謎命と
伯父し 頼と 此月の地にうつし 幸河の宮と云て

冨化天皇 孝元天皇の第二の皇子 母は伊香色謎命 大彦命の妹 御年百十歳 庚午の歳 即位 治ること六十年 癸卯の年 崩ず 御陵は春日の率川坂上にあり

○十歳 崇神帝 迎ゆ ○十八年 豊城命 東国を治む ○二十八年 崇神帝 十九年 天照大神と宮殿を同じくするを畏れ 倭姫命に託して 笠縫邑に祭る ○三十八年 崇神帝 崩ず 御年百二十歳 ○四十二年 垂仁帝 即位 ○四十九年 皇后 日葉酢媛命 薨ず 御陵は菅原の伏見にあり ○五十九年 倭姫命 伊勢の五十鈴川上に宮を建て 天照大神を祭る ○七十年 倭姫命 東国を巡行し 帰りて 伊勢の度会に宮を建て 天照大神を遷し奉る ○八十八年 垂仁帝 崩ず 御年百五十三歳 ○九十年 天照大神と宮殿を同じくするを畏れ 倭姫命に託して 笠縫邑に祭る ○九十九年 皇后 狭穂姫命 薨ず 御陵は佐紀の石塚にあり ○百年 皇后 丹波道主命の女 日葉洲媛命 薨ず 御陵は菅原の伏見にあり ○百二年 皇后 沙本毘売命 薨ず 御陵は佐紀の石塚にあり ○百十年 皇后 丹波道主命の女 日葉洲媛命 薨ず 御陵は菅原の伏見にあり ○百十二年 皇后 沙本毘売命 薨ず 御陵は佐紀の石塚にあり

十代 崇神天皇

名は御間城入彦五十瓊殖尊 垂仁帝の第三の皇子 母は皇后 日葉酢媛命 甲申の年 即位 都を磯城瑞籬宮に遷す 治ること六十八年 乙卯の年 崩ず 御年百二十歳 御陵は山辺の道上にあり

日本国

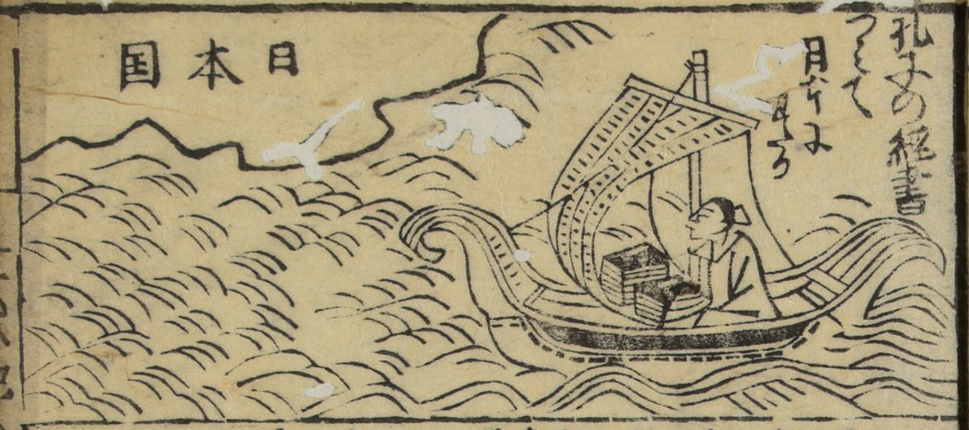

孔子の経書 この年より 月ごよみ 始まる

○十年 疫病 多く人民死す 天皇 神祇を祭り給ふ ○十二年 四道将軍を遣はす ○十七年 天皇 神祇を祭り給ふ ○二十年 天皇 神祇を祭り給ふ ○二十二年 天皇 神祇を祭り給ふ ○二十四年 天皇 神祇を祭り給ふ ○二十五年 天皇 神祇を祭り給ふ ○二十六年 天皇 神祇を祭り給ふ ○二十七年 天皇 神祇を祭り給ふ ○二十八年 天皇 神祇を祭り給ふ ○二十九年 天皇 神祇を祭り給ふ ○三十年 天皇 神祇を祭り給ふ ○三十一年 天皇 神祇を祭り給ふ ○三十二年 天皇 神祇を祭り給ふ ○三十三年 天皇 神祇を祭り給ふ ○三十四年 天皇 神祇を祭り給ふ ○三十五年 天皇 神祇を祭り給ふ ○三十六年 天皇 神祇を祭り給ふ ○三十七年 天皇 神祇を祭り給ふ ○三十八年 天皇 神祇を祭り給ふ ○三十九年 天皇 神祇を祭り給ふ ○四十年 天皇 神祇を祭り給ふ ○四十一年 天皇 神祇を祭り給ふ ○四十二年 天皇 神祇を祭り給ふ ○四十三年 天皇 神祇を祭り給ふ ○四十四年 天皇 神祇を祭り給ふ ○四十五年 天皇 神祇を祭り給ふ ○四十六年 天皇 神祇を祭り給ふ ○四十七年 天皇 神祇を祭り給ふ ○四十八年 天皇 神祇を祭り給ふ ○四十九年 天皇 神祇を祭り給ふ ○五十年 天皇 神祇を祭り給ふ ○五十一年 天皇 神祇を祭り給ふ ○五十二年 天皇 神祇を祭り給ふ ○五十三年 天皇 神祇を祭り給ふ ○五十四年 天皇 神祇を祭り給ふ ○五十五年 天皇 神祇を祭り給ふ ○五十六年 天皇 神祇を祭り給ふ ○五十七年 天皇 神祇を祭り給ふ ○五十八年 天皇 神祇を祭り給ふ ○五十九年 天皇 神祇を祭り給ふ ○六十年 天皇 神祇を祭り給ふ ○六十一年 天皇 神祇を祭り給ふ ○六十二年 天皇 神祇を祭り給ふ ○六十三年 天皇 神祇を祭り給ふ ○六十四年 天皇 神祇を祭り給ふ ○六十五年 天皇 神祇を祭り給ふ ○六十六年 天皇 神祇を祭り給ふ ○六十七年 天皇 神祇を祭り給ふ ○六十八年 天皇 神祇を祭り給ふ

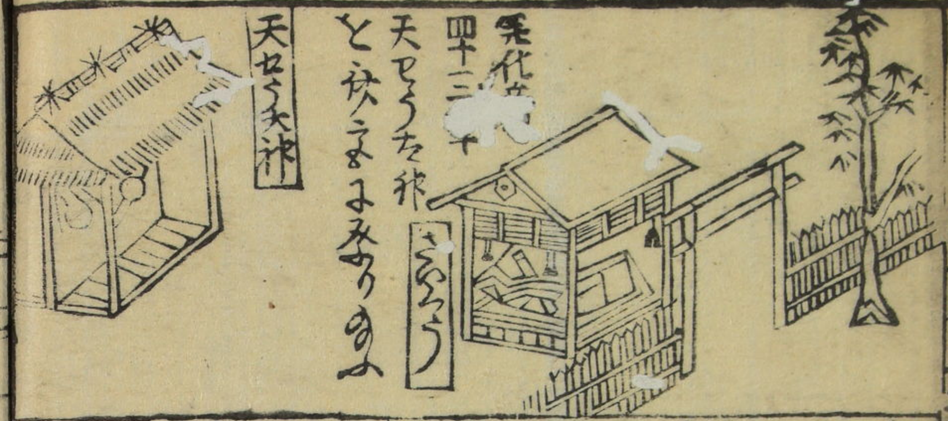

元化年四十三年天七ツ天神を祭ることはじまりなり

八幸卯高橋源同と学問そなはりなり○九壬辰[illegible]
の神大坂乃神とあがめなり○十癸巳目黒の四方
は武士城築して四方の夷を攻る所なるゆへ此
陸奥へ八大夫乃命を御使へ武澤川別命を
へ差使命冊彼へ冊彼へ立命と申なり
日道将軍と云て目黒の殿軍のたりわなり○
十二乙未始て人民を放保俊とさだむ○十七庚子
そしゆて佐渡に船をてゑ○廿四丁未異国より額
に角ある人来りて越前へさらる○廿七庚戌
蜜代帝他生○廿九壬戌若狭入姫天照大神と
まりてまつりて冊彼の吉作家にうつしたまへり
以年[illegible]天照大神と冊彼の吉作の家にうつ
○四十三丙[illegible]天照大神と冊彼の吉作の家にうつ

出雲神幸十七年ゆゑ
[illegible]十月一日
大社より見送
のりして幸を
送りしむ十月
佐渡のみなもとなり

大和国伊豆加志本の家に移しまゐる○四月
己巳蜜代二十案にて大子に立まゐる○五十一甲戌
大神宮を祀の出雲の久佐の浜に移し奉る
まゐる○五十四丁丑大神宮を吉備の国名方浜に
遷して蜜りまゐる○五十八辛巳大神家を大和の云
場の山にうつしまゐる○是まで是狐入姫つきそひ
まゐりまゐりしが我日足ぬとのことにて此娘大和
姫の命に必ずりまゐる○六十癸未大神家を大和の
宇奈毛に秋文に移して[illegible]年吉備津彦
出雲の国を送て格根を穀し出雲の神宮を
奉子さてまつる○六十二壬酉七月勅ありて地蔵
をひらき耕作を民にしへさせまゐる○六十五戊子
住那国より貢をなす○同年熊野の社現

紀の国に移れ居ふ本地伊弉冊尊なり○辛
八辛卯十二月五日百二十歳にて崩ず

十一代 垂仁天皇

元年壬辰ゟ室永三迄
子七百四十年之諱ハ
佐目入彦五十狭茅尊といふ宗祚帝第二
の皇子四十一才にて此御位狭穂姫と立て后
としたまふ在位九十九年○二癸巳蘇那曷叱智
任那国に御ゟ天皇これに宝物を与ふ又起て猿
鳴に迁し[illegible]○三甲午新羅
国より子持七物といふ物来り又王日槍といふ
出来りて後国洋刀のたくひ[illegible]
まつる○四乙未皇后さが姫の母方れ叡又校
[illegible]

ハして夏やふり后とさきに世さうつを○七戊
和泉の野見宿禰と大和乃当麻の蹶速
と力をなしそひすく禰捨て[illegible]
殺せ是日本の相撲のもしかへ○八己亥本
祚宗を江列仮国は[illegible]
見の宿禰もしかして人形を作る○九庚子
皇太祚宗美徳恵仁久[illegible]
○十二甲辰本祚宗尾張の中嶋にまいる
○十五丙午冊波の函より女をあらはれて
の中に冊波[illegible]○十七戊申
冊波[illegible]姫日葉[illegible]
皇をもまふ○十三甲[illegible]
まひし皇子[illegible]

のちく治世をりあひて今年三十五年まで
しやてわけいさま○六十七丁巳天照太神の御叡
ゐよりて大神宮を後遷宮の五十鈴の上
に鎮め奉りたまひ皇女倭姫の命をして
斎宮しめ給ふ是伊勢太神宮のはじめ○六十八日未
冬て主の御母は日葉酢媛乃倭姫の命死し
あふことに埴輪をおくりさだめらる
その土をもつての作まで陵に埋むる
ありあひて勅して亦土にて人馬をなして殉死とこ
とふるなり○卅二癸亥日葉酢媛姫の死たる
すなはちの宿禰土のくるまを作りて殉死乃
かはりに埴輪と申すなりあひて宿禰を
土部の姓とす○卅四乙丑三月天皇山背の

出雲の野見宿禰をめして當麻の蹶速とすまひとらせて
とし給ふ○卅五丙午諸国の池溝を掘りて耕
作をすすめらる○卅九庚午五十瓊敷命をつかはして
て石上の神宮に剣を奉らる○八十六丁巳日本の倭
にかへりまうす八十年唐乃後漢の光武帝
仲元二年之○八十八己未新羅の王子天日槍乃宝
物を備へまゐらせて宝これよりはじまる○
八十九甲子唐後漢の明帝の永平八年子帝
西域よりまゐる十八人をわたりし始て仏法を
しらしむ此年天竺の摩騰竺法蘭てまゐりて
仏像経論をもたらしてまゐる○九十五丙寅唐後漢の
明帝永平十年は白馬寺をたてて学
しむ○九十六丁卯唐後漢の明帝の永平十年に

天皇の法臺に四十二章經ことの仏教を自るに
つけて多く敬宗しさるに自るを立是もの
こしまて寺とさるれりわく○九十九庚午七月一日
天皇百四十才まて御しあふ菱原の仏見に葬サ

十二代

景行天皇

元年辛未 御ヶ宝永三
近ふ六百四十一年なり
諱八大足彦忍代別尊といふ 崇仁天王才
三の皇子ニ八十一歳にて此即位なりまの嫡
日本都姫を皇后とし在位六十年頭を志
賀に遷して是を高穴穂宮と名つく此より
り後ふ後後の時帝の永平十四年正月一日
又笠法山の僧士弦善信をたしわ七百余人
表とありて仏法をそしる天皇の唐猶法

素の二人の僧をていまく仏法は如ふ火に
もそくねぞんしに帝無ありしといふ是により
正月十五日帝自高寺に御寺ありて是と仏と
の御とやく時仏教はつかなく仏經は焼ありて
善信等を配て仏法につく○四甲戌朝を美濃に
ふ所を○十庚辰おゆまれ御所に行宮御通いる
○十二壬午日向国高屋宮をさそふ○此年乃
秋熊襲そむきて此個をさそまつる天王ふつ
ふ費戦あふ時る年ことくくなりけ又恐おの
出屋去磯かたるを皇八十象師ヶ娘をやして
墨し娘と其に酒をすゝめて殺しあふ○十三癸未
成務帝御宮○十六丙戌天皇筑紫に御幸さ
ありて河崎の玄関御宮にあらせ無ふ天皇船にあ

されば寺に入て所々を焼けれ共火のつかざる仏像には
悉く難波の堀江へ火の中をなげ入れ水に沈めて
なり○二十庚戌武内宿祢を小陸にまつりて
そのむくりふすそくを見もしむ○六十七丁酉聖徳
ますそれく出家小催する事を仰られけるゆへ
堂立のするとよ仏を為しろむかひて塔をし
給ふ高麗師おそろきて羅漢の門に我ますさ
承大力みしきりふいてまなふろさの天の御名と
日本武のなりしやへしらいて死せし○四十庚戌
東夷おかく蜂起て帝にきさらん時武尊
を将軍とし吉備武彦大伴武日連かと
さしそへ東国にむかひしか先伊勢にまうで
太神宮に参給ひしかあね倭姫の命より
叢雲剣をさづけてこれハ汝が身をはなさず随しめ
東夷をそむくならひにて敵をかり是を払 附
東夷とて国をかりて此野に火をつけて
焼ほろぼさんとする時尊剣にてぬけ自らくさ
此剣のつるぎぬけ出る此れに出て其野の草を薙ておほふ
是よりくさなぎの剣と号す後に東夷ことごとく
あつまり上総の海にて風波の難にあひ舟あやう
かりける時尊の妃弟橘姫ハいのちにかはり
なんとて海に飛入しかバ風波しづまり
海あかりて尊ハ碓氷峠より東をながめ
ひ吾妻はやとのたまひしより東をあづまといふ
尾張国につまの宮簀姫とちぎり宿て給ふ
○四十一辛亥 尊ハ伊吹山にて悪神あり給ふ

いらんとて為ふまのわりあふ時山神大地と
ありたるにゆゑ大地を蹴あてあひしより此足ゑさりにいたる
悩ませあひ棟に家ありさしひきなるハ此人
すしく殘りゆゑその井さあひとてこゝを難儀
に入て無神をしつめあひしか終に此足のいたる金
をして三十才にて薨しあふ○四十六丙辰雅足
麦木四才にて立ちに立あふ○五十一辛酉ありしにて
武内宿祢と棟梁にとれ○五十二癸亥にて皇
伊勢待夫に飛あふ時る年母まとれ還此
○五十八戊辰天王御所志賀に行幸ありて宛
極夫に飛あふ時の三年○五十九己巳熊野
の初夫に行○六十庚午十一月七日此年百四

十二年にて皇崩法

十三代 成務天皇

元年辛未宝永三造
千五百八十一年之此常八
雅足麦の為とのふ四十九歳にて此即位之
不くの新司と定め武皇とそ為ふ国さらに不さ
ひを極めなまひしかハ民のおもひなりし立位六
十年まりはれ○五乙亥法国の郡さらに国さらに
を極○十九己丑月本武の為才二子足仲彦命
三十一さいにて立ちに立あふ○廿四甲午唐後隆十一年
桓帝乃永興二年黄令の根迦の像百宝の天
蓋を皇帝こゝろ法ゆり仏を祭りあふこれ令銀
乃仏像を作るこれしめ之○六十庚午六月十一日天王
百七才にて崩法此る一年空位

十四代

仲哀天皇

元年壬申ヶ宝永三迄
千五百二十年之間偉ハ
足仲彦命といふ日本武尊第二の子成務
天皇の姪なり四十五才にて此御位を位九年
帝角麻より御事ありて御事をさとらせ
夜に伊吹山これを氣比宮と名つく今越前敦
賀に參り氣比宮これなり○二癸酉氣長宿祢
の姫氣長足姫を立て皇后とし此ハ三十六才
是ハ皇の當孫之神功皇后と申ハ是なり○此
年武内宿祢を大臣とし大津武猪を大連として
政事をとり行ハしむ是今の大臣太大臣のも
しわなり○七戊子天皇此后又ハ百官の者ハそれ
是ハ此ハ記伊西に御事○九庚辰筑紫の熊

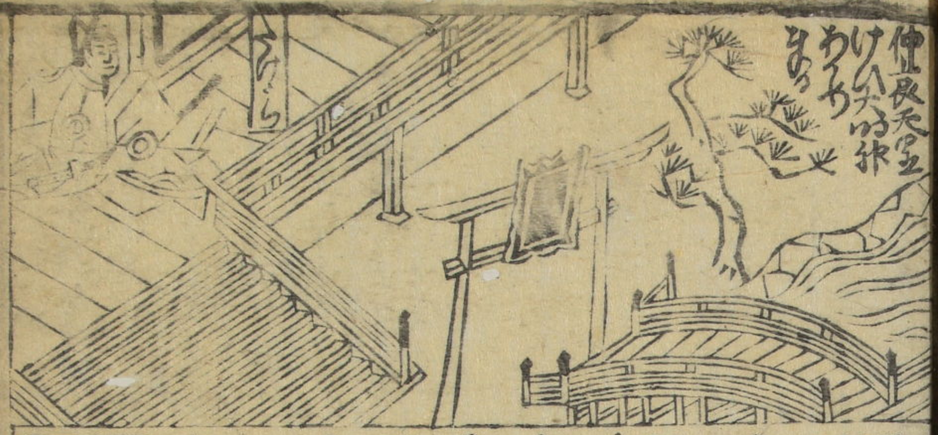

襲まことそむくて皇后此ハ事なりて
討んとしたりしに神託ありていはく熊襲を討
ふかよりハ先新羅をうしなりとも帝ハ此ハ
にて熊襲を討ふよりて陣の中にて
御二月六日此年五十四案○此年三月
后ハ軍務をもよ御新羅高麗百濟
三韓をうしなりその冬十二月三ヶんことくくたり
けのひ大矢田の宿祢を遣て猿当軍と
し皇后ハ御鞆しまふ今の鞆といふハ
いかへの三韓也○同十二月冬田別皇子を筑
紫にて産ありて遣神天皇と申ハ是なり

十五代

神功皇后

元年辛巳ヶ宝永三迄
千五百十一年之間偉ハ

あめ
あまの神功記に曰く皇后新羅を征伐し給ひ凱旋し給ふ時
に皇子誉田別尊の御子
神まさりましくて
くに降り遊ましく御船とゝのほりて御船
をのそえのみよりて穿たまふ
まつる此年庚午
姫そ子をうる○二年
門ぜ野のさゝくに
拳固の王子と太子
うりて
○五九
貢八十艘
に出現し
○十二年
皇と角鹿の
あめ○四年七月卯日百済国より馬
をと
ひむ猶和を
さく○辛庚午
○五十七
月十五日
旬御
編の
○四十九
己巳二月
○十二年
伐を
○六十九
丑
参内別当
一家中
百四十二年
十六代
應神天皇
元年庚寅
御年百四十二年
伐を令給ふ
孫仲哀
仲哀

あふ此帝この年八月三十代殺四百五十八年に
神とあがめたてまつる○三年に卑弥呼使を
楽に来朝す倭国宇佐の郡菟たいちの
降にくりこしらへ
てまつる○三年辰十月帳夷より此洞をなほ
東の帳夷に厳板のをとつかしむ○五甲午十
月伊豆国の民に課役をかけ其さ十丈乃加
を作しむ椎形の丈と名づく○六乙未二月
天皇初列亀乃節の急に紀寺○七丙申
親幸百済宮難住形の西こよろ此洞をさで
まつる○帝民門宿禰に天ことのつして
他をかしむ○九戊戌民門宿禰の身耳麻
門宿禰あに乃宿禰を降せるによりて兄弟

と神おにかわいくて熱さ陽を探し
む武門宿禰の皮にあるる陽起請と
いふ事見よりそしまする○十四癸卯二月百済国よ
り衣装を裁縫女二人まうす○十五甲辰百済国
より易経論語山海経あらひ大和の文相今報給
猶良馬あと此洞に日本へなほす○十六乙巳二月一日
百済国より五経博士とりて千字文と
ともに皇子師として学文しめる○十九戊申天皇
吉野の山に此年玉桙といふ玉桙
服を初めてけるとなり笛をつくる此年
ことの書あり○廿二辛亥帝薨
倭国に移幸ありて此年ありて○廿四癸丑
大門の相の事は
[illegible]といふ事一書にさまざまに

かゝる○廿八丁巳九月当家より衣をもちその文
云礼おきによって宇治の雅祁子命引きさきを
出て階にぢり[illegible]是より書の軌を文といふ是
をあり○廿七丙戌呉国より呉服部後服部といふ
ふ日人まゝ女をもてして織めふ[illegible]をもてし也後に
神とあり[illegible]物別地田の星[illegible]羽[illegible]神[illegible]
子孫のこりて今に伊賀国上服部下服部の
[illegible]氏となり○四十巳巳正月仁徳帝の御寿
雅郎子の為とも子に立○四十一庚午三月十五
日百十一歳を皇崩御○四十二辛未五皇を百舌鳥
の陵に葬る○四十三壬申天王崩しまひてより
三年雅祁子と大鷦鷯とを皇の位を二年に
ゆつりはひて貢ども治ちかれ終に雅祁子

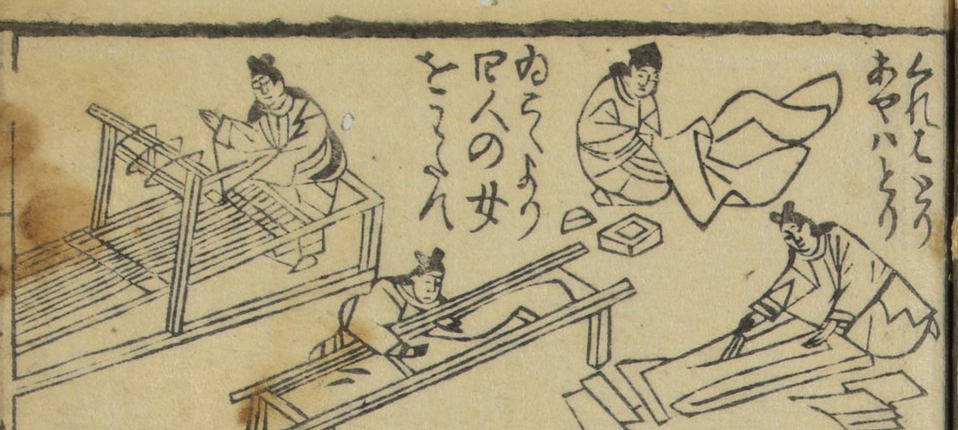

[illegible]に薨しまひぬ大さ[illegible]の為
是[illegible]に位に[illegible]

十七代 仁徳天皇

元年癸酉宝永三遊
年二百九十九年也偉八
大鷦鷯為といふ二十歳是て御帝位[illegible]
姫を立て后とし[illegible]を難波に遷して為御
[illegible]と名つく百[illegible]の[illegible]位を[illegible]して[illegible]
をなる　難波御[illegible]さや此[illegible]
[illegible]とさやこの[illegible]此時[illegible]位八十七年○四
丙子二月[illegible]皇[illegible]のわりて民の[illegible]
見まひて[illegible]此詔のりつりて三年の[illegible]
年[illegible]とゆ[illegible]此殿の[illegible]
しまひ[illegible]衣や[illegible]

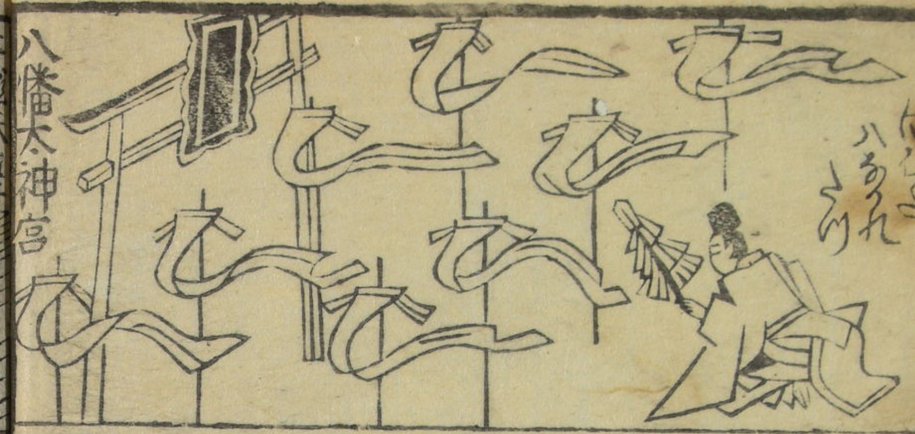

倹物とまりりあふ○七巳卯四月ヨリ皇后又其事
にのかり民の家業ある分理を以後して
高麗にのかりて見れんかけり民の
かまとハ繁ひにかりと以恍のきよ其ひあり
しハ此時なり○十壬午なりて民に深役と
給て以屋を造りしめあふ○十一癸未以敵の地の
小にかゝりて郊原となり高の河あを借て
那国に落さしむこれを宿遷場にといふ○
十二甲申七月高麗より殊の的後世盾を
なる其皇楯人宿祢にみことのりして是
を討遣さしむ高麗の役なれたのきてなる
○十三乙酉九月なりて後田に穀会を立月し
く冬瀬耳の他をなり横跡つきを造りしむ

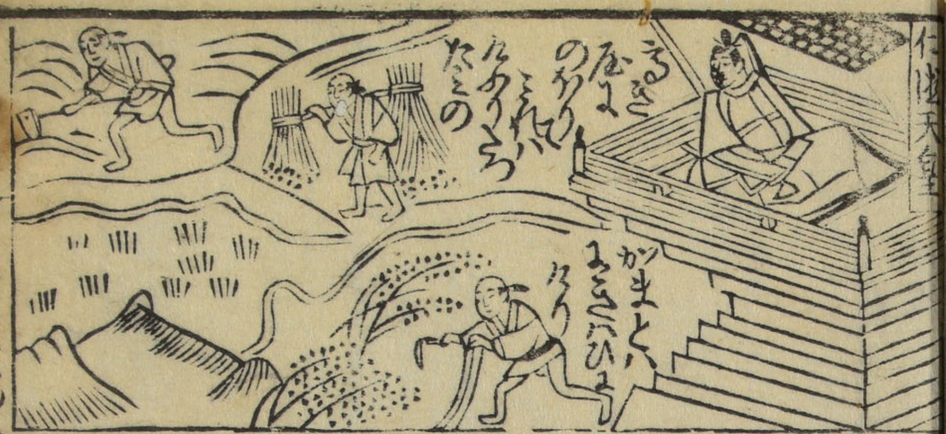

○十四丙戌十一月猿麻飛のほに橋をつくりはあ
を豊浦殊麻にひいて田四頃を得○十七己丑新羅
より以調をさてまつる○此年履中帝誕生なり
○三十壬子皇后怒之姫ハ帝に行情あり その
以面目を以て八田皇女をめしいれて妃とまつきの
勅ありけてうへのへかし皇后これをうらみて
永くて王にまゐらんとまりけ○十一癸卯去来種別
十五戊子其子に立あふ○十五丁未五月皇后いまの
姫ハ此あふ○十八庚戌八田皇女皇后に立○十九辛亥
五月五日なりて葛蒲となる○四十一癸丑隼別
皇子皇女とうたひて保勢に走る立事はん
ものを造りし勅ひし○四十二甲子王百古野に行
幸ありて鷲をなる雉を得たまふ是此の始之

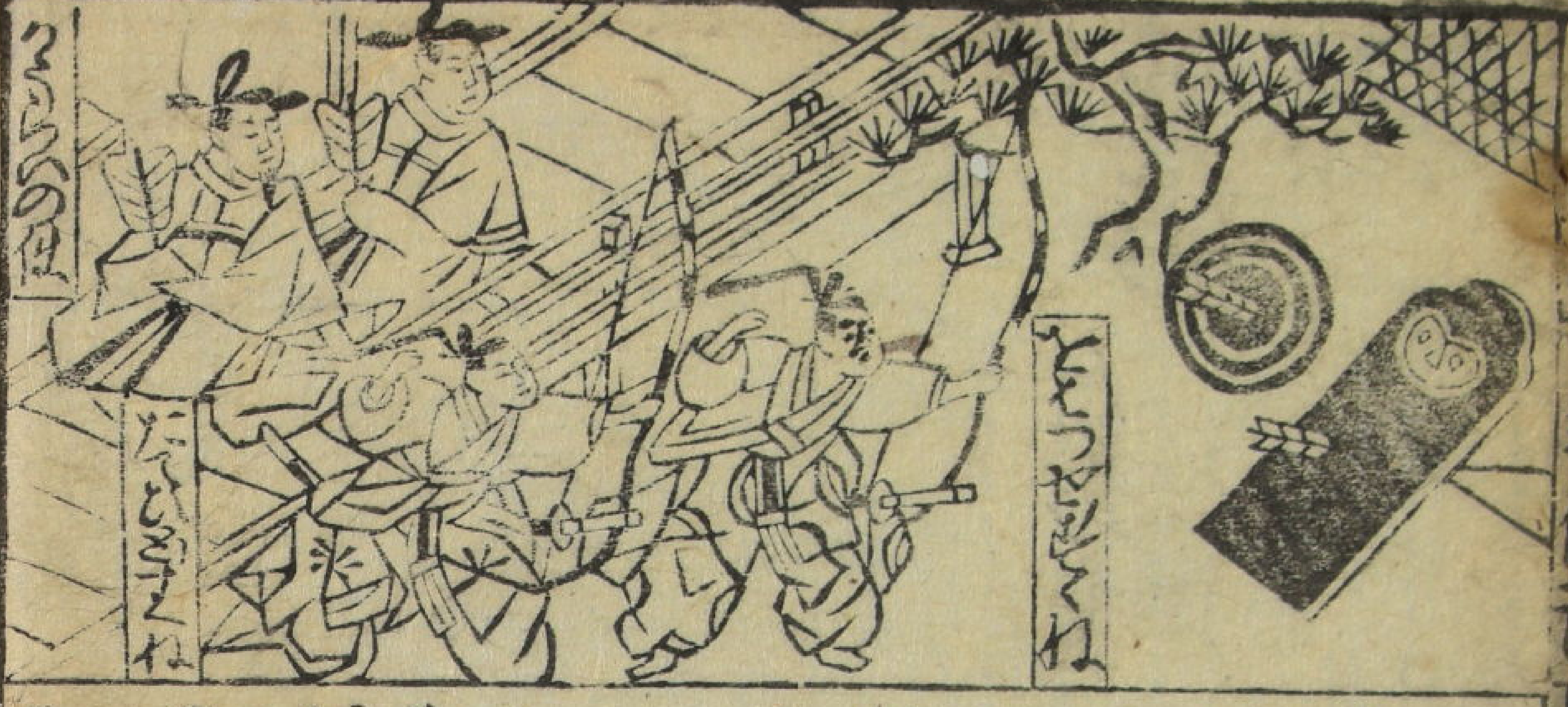

○五十壬戌茨田の堤に雁子をうむ事をためし
より奏して帝勅して是をしろしむ○五十三乙丑新
羅貢物をたてまつらざれば田道の臣をつかハして
せめしむ新羅恐れてみつぎす○五十五丁卯東の方の
蝦夷王命にそむく田道に勅ありてこれを
討しむ然るに蝦夷の陣中にて負うち
死す二年呉国大錦をおくりてその人をさる
ところなし○五十八庚午五月西の国の抜込の南
にわかに一夜のうちに二本の楠を生じ枝を
さしはさみてまじはる是を合木と云○六十壬申
陵守目杵をもつて役にしてあやまりて
アさう○六十二甲戌額田の皇子闘鶏の山に
猟しあひて山のくいを見て氷を冬に蔵て

仁徳天皇五十八年
庚午五月西の国の
抜込のほとりに一夜乃
うちに楠二本生
木を合木と云

六月の暑にもその氷を用ゆる事にあたるに至
て是を貢ぎそなへしむ氷室のはじまりなり
○六十五丁丑飛騨の国に両面八ツ手にて頭二つ手
足四つあるものありて常に道をさまたげ国
中の人をなやまし帝より勅して難波の根子
武振熊を遣して討しむ○六十六戊寅樟中に大虬あ
まて人をとらしむ県守み河に入てこれをころしむ
○六十七己卯十月天皇河内の石津原に陵
を築かしむ鹿の死して耳より鵙の飛出る
やよて百舌鳥耳原の陵と云○七十五丁未太后仁姫
武の皇子生れ給ふ二三才大雀略にて至りて○
七十八十月武内大臣三百五十二才にて薨孝元天
皇の孫也景行天皇より仁徳まで六代の君に仕ふ

子を二百四十八年の子挑行之○八十七代正月
代六日を皇百十歩にて崩ぬ

十八代 履仲天皇

元年庚子ヶ室永三迄
子三百十一年之に諱八
去年蘇別爲七十二歩にて此帝位蓋早田宿祢
の姫黒姫を立て加とし御子を繋余に迁
こして後淡海に此皇にあり永を此池にうくて
綏遠と御を飲ゆ御あり橘風にありて此夜に
備ありて王是にやてゝ元を雅稀といふ○二年丑
正月王の皇子を立て太子とし反正帝
是なり○同年王の皇姫鈴津子蘇子宿
祢の妃思坂大中姫宍蘇の皇子を生に
りふ此宿祢を後に允恭と申又此子に

仁徳帝六十五丁丑ノ
年ひさの国に毒なる
といふ者ありてみち
そに毒さかりたるなん
ぞの祢こゝけをつ
つして是をこしむ

安原王皇と申なり○此年繋余の池を
つくらしむ○四癸卯八月諸国に文筆のもとれ
者を撰ひ居てこゝ国の子を諸さしむ○五甲辰
九月王皇淡海に此物をさまふ此祢の怪異
ありしにして皇妃薨しなふ○六己巳にして蘇
密を建蘇部をさしむ○三月五日王此年七
十九案にて崩ぬ此在位六年十月四百五郎の
此陵にあらふる

十九代 反正天皇

元年丙午ヶ室永三迄
子三百五年之に諱八
瑞歯別の命といふ仁徳天王皇子の皇子之
五十歩にて位に帝の此皇子位と徒なふ事
は先帝元年に役去仲皇子ぬんらんかして殿

仲帝の皇后を犯し却て又無を起して
門裏に火をかけ事ふ遂あり此時に皇は河
内に御狩の御留守ゆへ此帝を法かして仲恵
皇子を親彼に殺さしめ事ふ軍功あり此ゆへ
太宅宮の事を祖本事ゝ姫御歸姫を立て皇
后とす又朝を河内の丹比に遷して柴籬
家と名之○六辛亥正月六三日に于五十五歳
天皇宮名 在位六年あり

二十代

允恭天皇

元年壬子ゟ宝永三迄
子三百年之偉ハ雄鈞
御母親子宿禰命といふ仁徳天王第四の
皇子反正帝の事之此天王ゟしめハ孫宮を
もつて天位にあらせ給ふと辭し事ふ是忍坂大中

姫を立て推勅ありしより居たまふ事三十
年に位につきまふ此時三十九歳在位四十二年之
○二癸丑忍坂大中姫を立て皇后とす○三甲子
正月天皇病あり新羅に使を遣し良醫を
りまゐまふ秋八月新羅よりくすし来り帝
の病を療治せ○四乙卯九月天皇みことのり
して始て諸家の姓をさゝめまふ○五丙辰十
月十四日に大地震ひ御宮殿ゟ○七戊午
皇后の御妹衣通郎姫よりかんびれいに住
まれ御身の光御衣の上に毎りかゝさた
御ふ御人に衣通ひやと申て玉御そろをかけ
とも姫皇后祈さみつよきによりて大和乃
茂原に家作りして入なりしたく御狩に

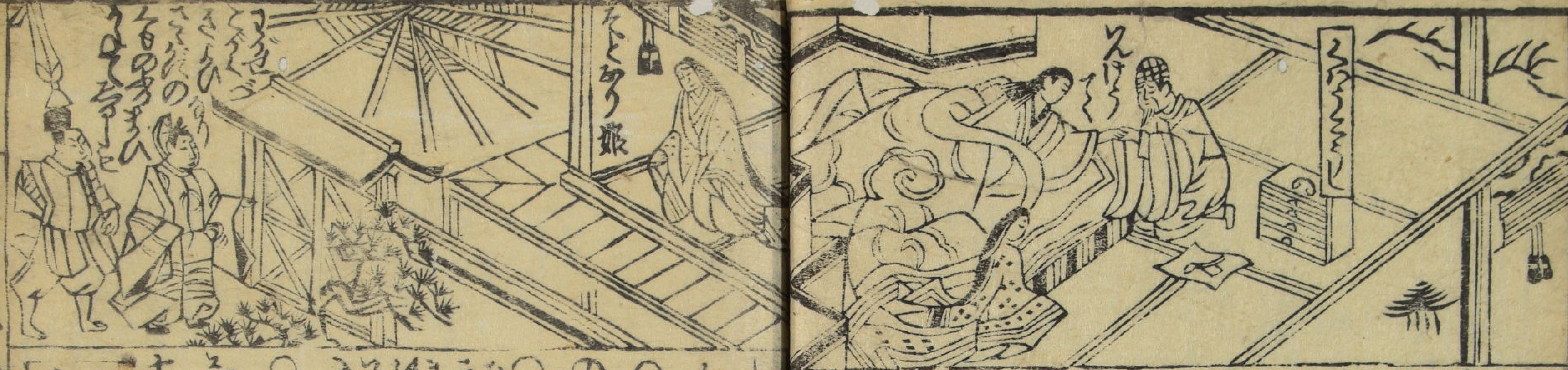

みよせてまつりけるにのちまさ河内の茅渟
ふらしせ給ふ〇九庚申二月八日帝ひ
そかに茅渟宮へみゆきなり給ふ〇十一壬戌三
月衣通姫のために藤原の部を定む衣通
姫ハ忍坂大中姫后の妹の姫也皇后御ねたみ深く
〇十四乙丑天皇淡路の嶋に狩し給ふに其の一つも
ゑものなかりしに嶋の神のつげて云
赤石の浦に鰒あり是をとりて祭れと云帝
海士に仰せて海底を探らせ給ふに鰒を得て嶋の神
を祭り給へハ獲物多かりし是を以て嶋の神
を祭るまつり〇廿四乙亥六月
乃変ありしと云

と同母妹軽大郎女と密通の事あらハれ
して其の罪によりて皇女を伊豫に流させ
〇廿九庚辰履中天皇の御孫市辺押磐皇子
の妻荑媛の御孫に大四代顕宗帝億計
〇卅七年孫に大五代仁賢帝也生〇卅九庚
戌弥天皇皇女の皇子隼総別の皇子の
孫私斐の王乃子彦主人王の妻振媛
入胎す世に孫継体帝也大七代継体帝と生奉る
〇四十二癸巳新羅より貢物八十艘
そのほか楽士八十人をたてまつる〇此年正月
十四日七十八歳にて崩給ふ河内長野の御陵に葬奉る

廿一代 安康天皇

元年甲午十二月皇太子三十五
歳にて位に即給ふ此年二百五十八年之凶歳八

穴穂命といふ允恭天皇第二の皇
子也兄木梨軽命ハ淫乱不道なる
故群臣あらそひそむきて此皇子を位につ
けまゐらせし五十四才にて位四年なりと大和
石上に遷して穴穂の宮と云ふ○三丙申八
月九日天皇根使主の讒によつて叔父の
大草香皇子を殺しきさき乃仲蒂
姫をとり納て皇后としたまふ此姫
大草香の后にてまゐりし子なり眉輪の
王といふ幼くして父の無実の讒によつて亡し
給ふを報せんと母仲蒂姫とくとあまるを
て王山の宮に行幸してあそひ給ふの膝を
枕として臥給ふ時眉輪王うかゝひより

天皇を刺殺したまふ御年五十六才八月九日
崩給ふ菅原の伏見乃陵中の北陵に葬る

廿一代 雄略天皇

元年丁酉即位宝承三近
年二百五十五年諱八
大泊瀬幼武と申し允恭天皇第五の
皇子安康天皇の弟也眉輪の王天皇
を殺しまゐらせし事を聞給ひて大に驚き怒り給ひて
兄の八釣白彦の皇子を討つて門裏に追ひ殺し
眉輪王ハ葛城円大臣の家に隠れ給ふ事
を聞き軍兵をとりまいて家に火を放ちて焼
き殺し眉輪王坂合黒彦の皇子葛城の大臣
をもともに焼き殺し給ひしかば市辺押磐の
皇子を射殺して

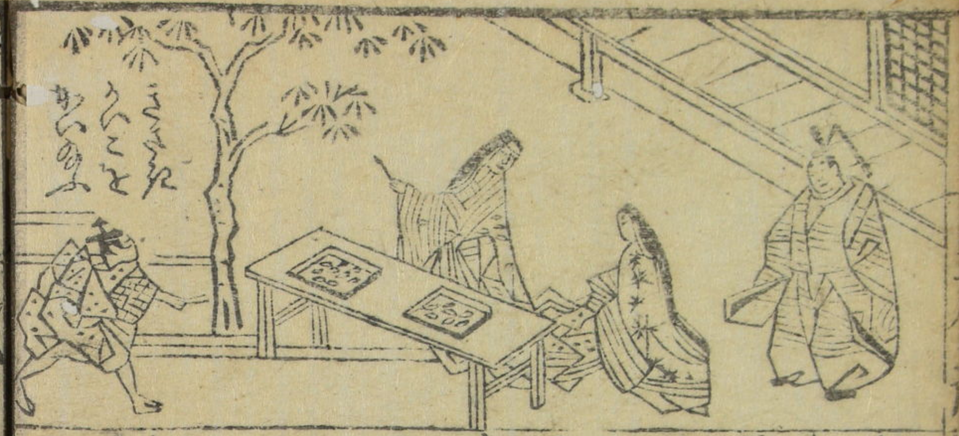

鶴会乃子ニ御位第秀懐姫の皇女
と云て御とし在位九三年○二戊戌天王
所に行幸ありて御る所に獵して大に
鳥獣を得たまふ御しかれとも誤て多人を殺
しぬ○三己亥連武彦ひそかに皇女を犯を
天皇武彦を殺しまふ皇女慙いかりて神
殿を五十狩河乃わかりに投み自ら
死せし後より川上つゝに社あり引て祀
のことなり據て是るに神殿となり○
四庚子天皇曾城山に獵せ一云宮の神
にあひてそこに御拒あり○五辛丑天皇又
吉野に御幸あり猿きたりて帝の股
をかむ帝是をふみたりしまふ○六壬子天

皇后にこゝろ御しかして蚕を養しむ○七癸卯
上近臣田楔が妻雅姫をうしなるゝきと
わし及ひて雅姫を納て女御とし田道八任
那につかりて国司をしまふ○八甲辰新羅よ
ヨ加羅を目的にしまふ○十丙午應神帝第九
の皇子髪長の三子の妻日子姫の猿に廿八代
安宗帝を生まふ○十一丁未十月みとりして
高貴郡を置○三己酉李猿名郡の玄祖
連といふ志ゑを使ましてまとけつるに及とこ
がされ○日八月樓テの御非隈乃文ゑ小麿
旅人をもやゆし貨どうたふこゝろ小野大樹
に勅して伐しむ小麿が蟲火が焼まるを
とあり狩をとありて大樹をあふ御られてまさりと

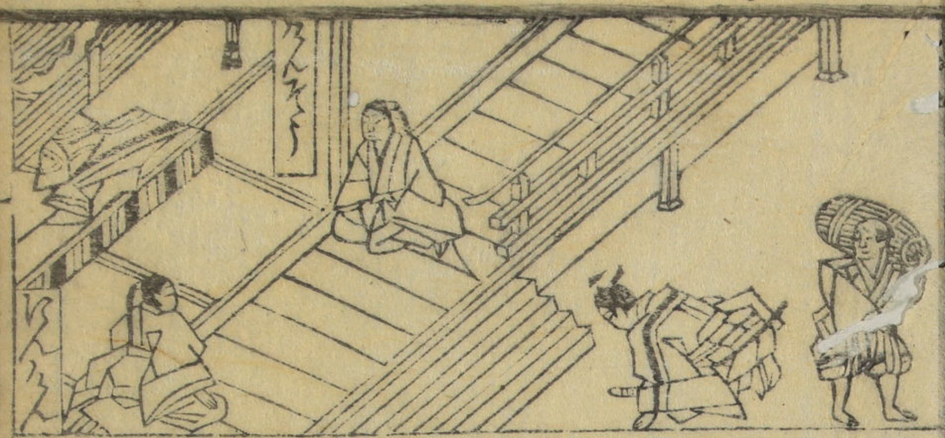

の小磨となる○十五辛亥秦の御公に禹亜
麻佐の姓をたまふ○同五月日てりに○
十六壬子国郡に案をうえさしむ○十八甲子八
月伊勢乃鈴日ゆ令に叛く物部の省弧
勅を受てむかふ大弁子といふ士乗楯をとりて
先さきに進む鈴に大矢を射て楯いやさ云
ける猿二字をつゝわいて矢に入す一寸なり
同の連走アサ足鈴目をさりころに○二
十丙辰唐与鈴宋乃後廣帝の元徽四年
に廣門王て目を驚かせる○同年高麗よ
足兵を起して新羅王を責殺て新
羅より明年に加勢を請是によりて
日本の軍兵つゝりのを殺して高麗を

殺し時の王皇故畧と中ハ人を殺す
を厭あるに遠ゆあれば罪なさ
しらつし堅なるとも罪よかりしあふゆへに
三韓も是に恐ひてあるは八月中に来さへ
ゐるはそむくゆへにひくし○二十一丁未十月大
和姫の御姿に太神宮にはけあひ給ハ老
受太神宮と一所に御しまさゐくに今にも
やまく野下を御波の国ち佐の魚井か
原に社を止め居太神を此所にあり
なれとにしたりて皇大弟子命をつ
かりて伊勢国山田か原に御しまさ
む今の外宮これ○同年嵩根見命
乃後御母後国余佐那あ江の浦給子に

是歟よ家て家を業に入れ此後二百四十
八年と經て清和天皇の天長二年にあり
七世の孫にあふ○九三巳未二月崇仁天皇
第二乃皇女大和姫命太神宮乃御杖代
として伊勢御坊府まても神命に奉さかい
あふ事五百余歳にて出隱しなる
○同年八月七日天皇九十三歳にて崩御
冊比のみさゝれにおきわなる

十三代 **濟寧天皇**

元年庚申ヶ宝永二
遊年二百三十年
偉八白髮武慶雲押雅日本根子皇子と
旗略天王第二の皇子に母八田大臣姫萬俊
の韓姫乃御後に為生れなりたして御髮

ことくく白し是をもつて白髮武といへり御
年卅六にて太子に立卅七にて御即位朝を大
和の盤余甕梁にうつり在位五年○二辛酉
履中天皇の孫市邊押盤王子の御子兄
弟播磨の明石にかくし御して御祖の細目
といふものゝ家にゆかれ牛馬を牧の意と
なす是名をかく隱して居なへるを小楯の宿
祢ひそかに清寧天王にゆかれ天皇大
に喜ばれ仁賢弘宗の二人ともに
皇四十二歳にて崩しなる○五甲子正月十六日天
皇

十四代 **顯宗天皇**

元年乙丑ヶ宝永三遊
年二百二十七年之偉八

来目雅子命といふ履中天皇に孫市邊の
押磐の御子と仁賢天王に弟なれば清寧の
後兄弟兵に位を辭退したまへて久しく即
位なし其后は姉飯豊皇女を立て皇后とす
て政事をれおこなひ八月御しなひ
飯豊天王とかしはる仁賢祥臣と謀なひ
に弟弘計来目雅子をかしのかせなひ
宗天王と申しはれ天和國近飛鳥八釣宮にて
小帥王を立て皇后とす○三丙子三月上巳の
日曲水の宴をもしむ○四丁卯四月廿五日天
皇御しなふ此年三十八歳此帝に於
乃西にめくみふく奥羽をしてきて民に課役
をかけなりしを敷ひなふより天下大に

人を木のうな
のがしてそ
木を切
こをしおち
志せるを
ちんぶつ

爲て五穀貴賤なり米一石を銀錢を文に
實となり

廿五代 仁賢天皇

元年戊辰ヶ室永三迄
千二百二十四年之に偉八
大御條命といふ顯宗天皇に兄なり
四十一歳にして石上廣高宮に即位あり
春日大姫皇女を立て皇后とす此天王又
にめくみふく此政事しく御しく為に左位
十一年の弓國中に○二己巳小帥の皇后宿
に敬なし此に跡なりて子を無かれてみ
法なり死なふ○四辛未的に牧馬驗元差なり
承罷あり獄にくさされて死せり○六癸酉九月
鷲の吉士といふ者高麗にわたりよき處近

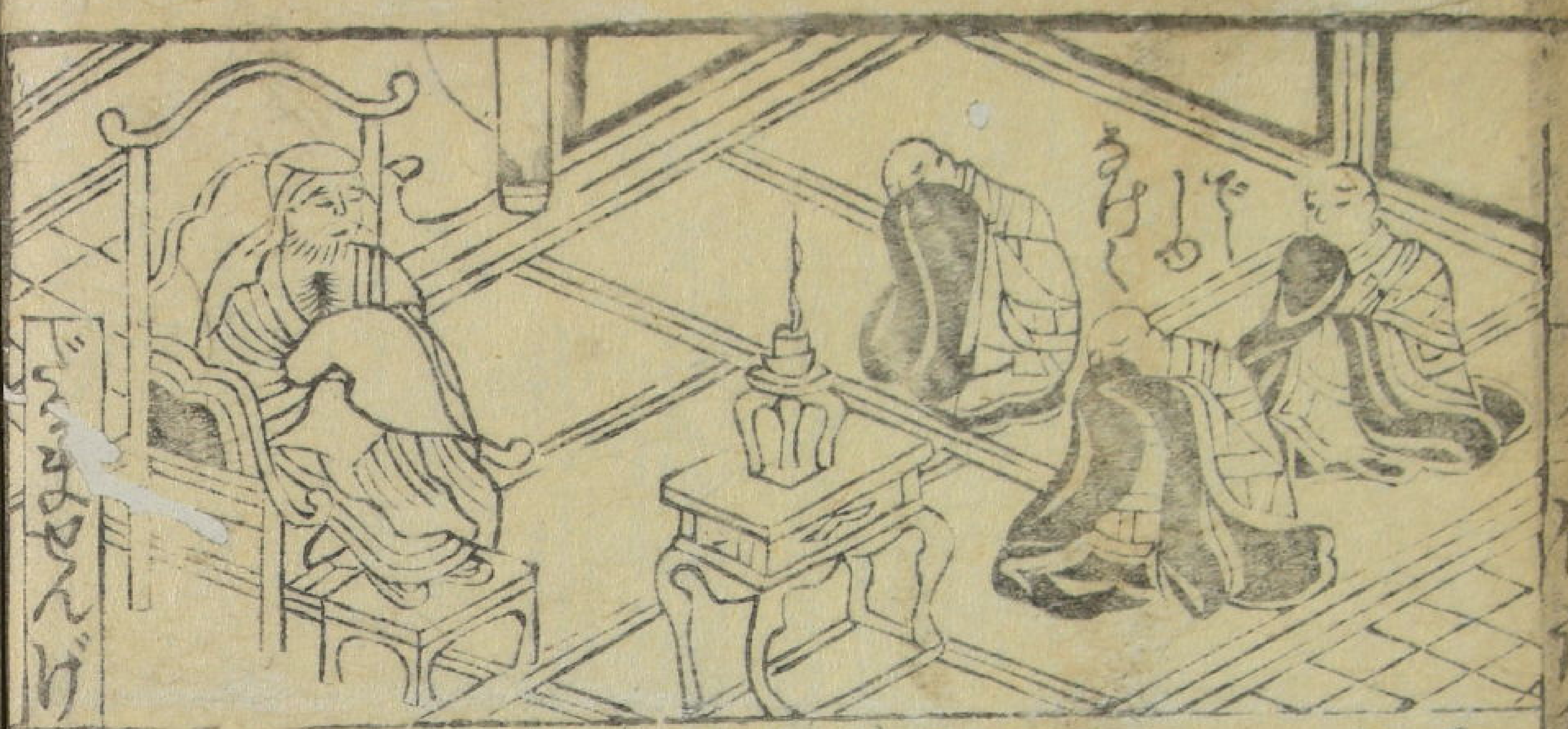

をつれ給ふ○七甲戌稚鷦鷯の皇子を太子とした
○十一戊寅八月八日五十一歳にて天皇崩じ給
ふ十月一日埴生坂本陵に葬る

廿六代 武烈天皇

元年己卯今宝永二迄千二百四年に成

小泊瀬稚鷦鷯尊といふ仁賢天皇第七の
皇子なり泊瀬列城に都して春日郎子
を立て皇后とす此帝大悪無道にして
人を殺し給ふ事多し在位八年にて崩
御即位の年大臣平群真鳥ハ雄略代
より大臣にて仕しに武烈まで五代の臣なる
をしへてわが子の鮪をもつて近臣と
なし我か威勢をつよくして民
のみかど国を掌らんとしけれバ真鳥が子鮪を太子よりも先に
んとするなれバ太子いかりて大伴金村に詔して真鳥を殺し鮪を殺して
物部麁鹿火が女影媛を太子に奉らんとするを恨み給ひて
伴金村に詔して鮪を奈良山にて殺し給ふ
を殺しまゐらせ給ふ○二庚辰九月孕める
田山に行幸して孕婦をとらへて腹を裂
て胎門をみる民家に火の灰あるとらへ
出して穴を作りその中にいれまゐらせ給ふ○三
辛巳て百人の指爪をはなちてその山の芋を
をほらしむ○四壬午て百人の頭の
髪をぬきてそのかしらを木にのぼらせ
伐たふして死するを見て楽たのし
みたまふ○五癸未て百人を樋の口より流

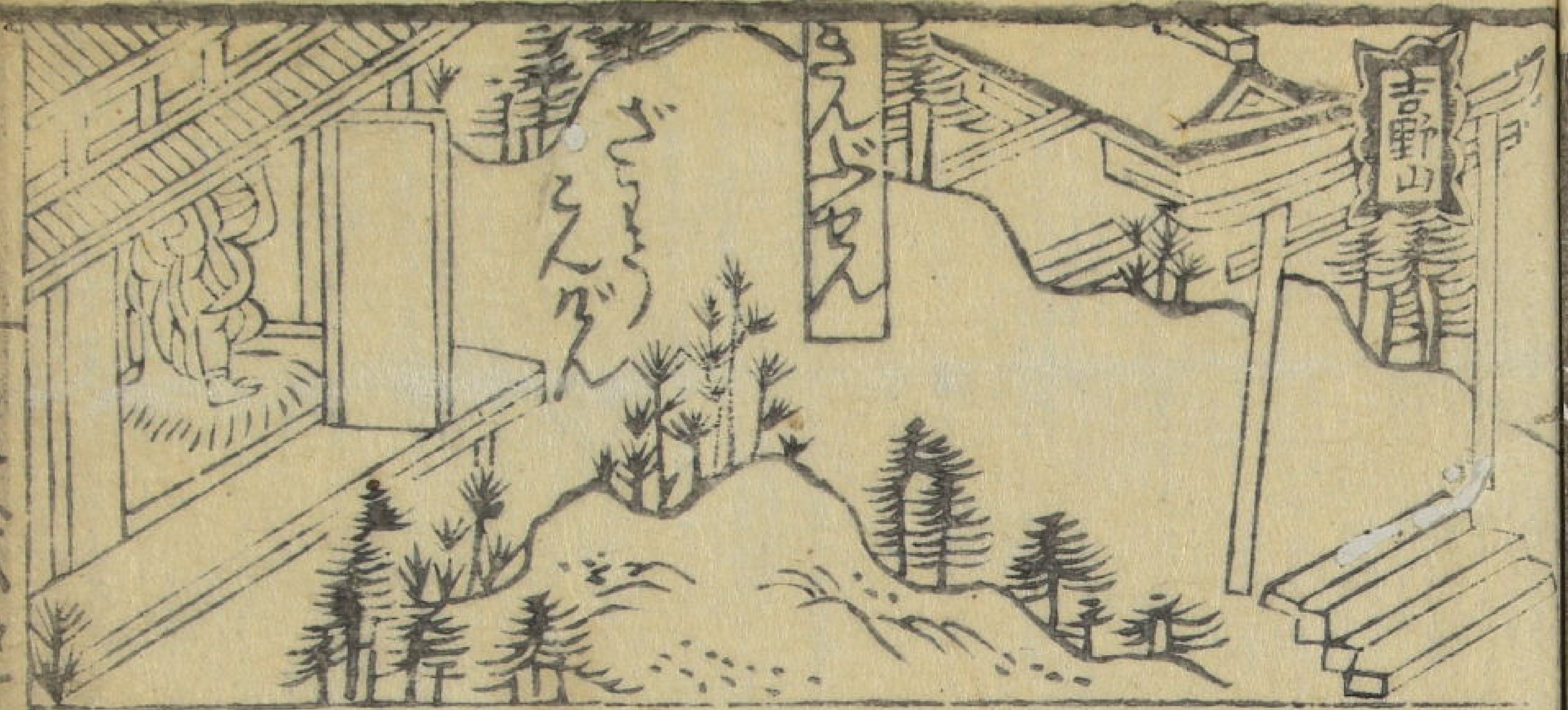

しか饑ゑにおゝを仕かけ漂ひしが樋
より流れ出る所を三つまたの鉾にて突ころ
さし殺させて興じ給ふ○六甲申女をあつめ
く裸にしてすまふをとらせて見る○七乙酉
人を木の上にのぼせ弓を引ていころし
○八丙戌十二月六日大まなこある人なりて
天王を猶叙を他人とはならざりし

廿七代 継體天皇

彦太男大迹命と申す應神天皇五世乃
孫彦主人王の御子五十七歳にて即位に
御母は垂仁女と申て越の山陰の若狭に
迎へし奉り天王へ越前より迎へまいらせけるを

元年丁亥今宝永三迄
千百九十六年に當る

天皇仁賢武烈両帝御子なくして絶しかば
王孫らくにおゐて探しもとめ奉りみな大
伴金村物部麁鹿火大連巨勢男人等をもつてあまねく
わかひてきまりめむかへ奉り樟葉の宮に御
まし〳〵在位廿五年○廿年始て神祇伯を
しく天神地祇を祭らしむ○三己丑欽明天
皇誕生○五辛卯百済国へ使をたまはる○
七癸巳百済より五経の博士段楊爾をつかはして
貢物を奉る後高安茂として来る有其かへりて
む○十二戊戌三月都を山背の弟国にうつさせ○
十六壬寅梁の司馬達来る○廿丙午九月都を
磐余玉穂にうつる○廿三己酉百済田宋武蕃
中大兄元年にかはり小都の其大和義

三年初祖達磨大師遊化し〇十
繼體帝の御時にて三韓の
百済より其の材を奉りける大伴金村より
仏像を作らしむ○四年毛野臣を三韓
へ遣て唐を治めしむ
天皇めし久を對するに毛野臣病死○二十
五年辛亥押武金日命太子に立つ○同
二月二日継体天皇八十二歳にて崩御
子丑二年即位

廿八代 安閑天皇

勾大兄廣國押武金日命とも申す
天皇の皇子六十九歳にて即位仁賢天
元年甲寅即位宝永三迄
千百七十二年に成侍ハ

生れ給ふ妃春日山田皇女を立て皇后とす
都を大和勾金橋に遷して勾金の宮と
と名つく在位二年○二乙卯跡部の
上総国をむの御鉢をあらむ○此年十
二月十七日天皇七十歳にて崩御

廿九代 宣化天皇

元年丙辰即位宝永三迄
千百七十五年に成侍ハ

武小廣國押盾命とも申す安閑天皇の
弟之第九子にて御母は目子媛と申す
仲姫皇女を立て皇后とす都を檜隈廬
入野に遷し入野の宮在位四年法國ふ
よそ蝦夷を民とす○三戊午
八月大和國那須に天皇安閑天皇を

金峯山蔵王権現とあらはるる○四巳未
二月十八日七十二才にて天王崩しぬ

三十代 欽明天皇

元年庚申か宝寿三
遊子百七十二年あり
諱は天国排開広庭尊と申継体天
皇の第二皇子にて此帝佐部を僧儀
給ふ遷して金刺宮と号す左住二年
○二辛酉三月に兜をなせむ○四癸亥百済国
の乱を救ひんとて搖佐巴提使といふ者
来るに大兵にて大臣に随ひ海島に止ぬ
ありけるに狢子を虎にとられて
て山に入巴提使虎の舌をにぎりて殺
皮を剥て月本へくる○五甲子十二月

佐渡の国に鬼来る○六乙丑百済国より
の仏像を渡す○七丙寅疫病にて人多く
人多く死す○八丁卯大旱経の中に二年にて
まする○十一庚午百済より五経の博士
醫薬の道の博士十余人来る○十二辛未
新羅百済貢送りあり○十三壬申十月
百済国より金像の釈迦仏の経論
仏経幡天蓋をおくる蘇我稲目に
あづかる稲目宮を向原の家にて
安置すと之月戊すて寺と云○二十
○三十癸酉正月廊下にて霊異の夢を見
いそ月本に仏法を弘むる計りのために
らせ給ふとアい其よりて勅ありて

ゆうや

ある年の〇四五月仏の門の芽序の日の中よ
〇十五日成自己石橋の法会よまで此生き去
〇二月下旬より畢更深
〇八三年午ころ新つ地日ぐれむく
大伴狭人伊つ三人宿
枝よ表付よみ〇ころ勅して仏を供つ
まれとき〇肥寺仏殿ハ
ふさひんよひ〇人〇八八年注法水
仏僧人うて今年四月中石笑花みつい
て今中午みまれまりけるもの八二庚肥後
菱形の地を乃民家の児二充補して
いく我ハ人を十六件荒田八まで酔のり

第二十代 敏達天皇

元年壬辰ノ宝永三
近江百八五年ノ偉ハ

倭中会大陸妻命と
のまの三十二年四月仏帰依
五月一日勅
庭のやうにて生れの
廃よの表を鳥の形よまれて
葉て事を
邪に殺

あいて三年にすぎて掘りて開かれ人ことを
不仁にまし給ひしかなく今年始て御子をいた
け南無仏と唱ひ給ふに御子の内に舎利あり是
を南無佛ぶ舎利と名つけて今和州法隆
寺にあり○四乙未正月息長真手王のむすめ
廣姫を皇后とし十二月鬼の如きを見て
薨し給ふ○五丙申三月皇后食炊屋姫を立
皇后とし給ふ推古天王これ之○聖徳太子五
才にて論語をよみ聖人の道をかりしめ給ふ
○六丁酉冬百濟國より經論又禮律の傳に
添て仏をつくり寺を建る此ユ初して法花經
まじとき添る○七戊戌天王弥陀佛道仏法乃
大きさを聖徳太子に同めふ又天下に勅

毎月六祥に虫害る魚を放さしむ○八己亥宝
雞蛋より尺迦仏の像をなる南部真禮寺
の本尊之○十辛丑二月蛇夷むれん大おあや氣と
いふ者尼とる盟をさそく免さる○十二癸卯百濟の
日羅わしに進して来る○十三甲辰九月麻深巨
百濟より弥勒乃石像持来る藤我る子にた
りふ南部元興寺の仏そんこ○十四己巳三月物部尚
屋仏像を焼たらひ難波坂にその灰を捨る
同年八月十五日て王四十八才にて崩し給ふ

卅二代 用明天皇

元年丙午ゟ宝永三迄
千百二十一年之に岸八
立花光日命といふ欽明天皇第四の王
子に母を堅陸姫と申に年四十六才に御

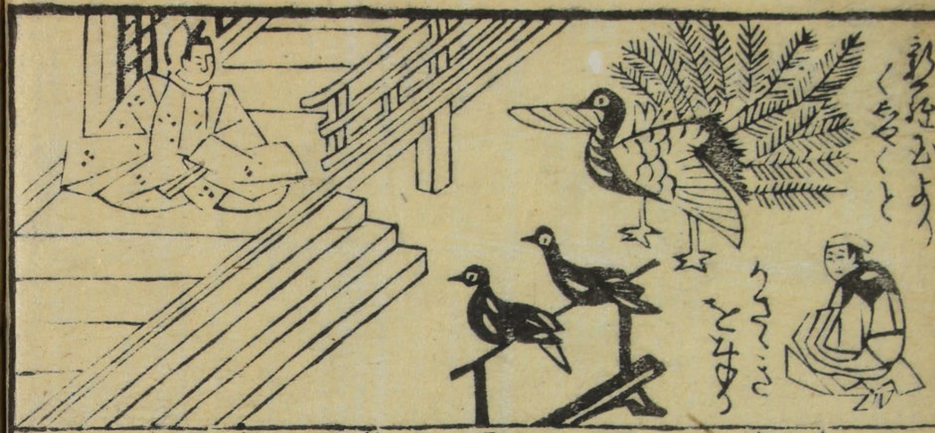

位穴穂部の尾人乃皇女をさそく皇后とし
是聖徳太子の御母なりけり幸ハ公作道を
表さしてあらめ仏法を信しまふ○八月聖徳
太子ハ傳粮經典をりんへしむ○客星あらる
○二丁未四月新嘗会を懇余の河上に祈ふ
同年四月九月天王四十八才にて寄しまふ
○天王御遺勅して坂田寺を建立○寺屋用ゆ
天王の弟穴穂部の皇子を位に立んとして表
人の王子を殺さしむる子同心せんして穴穂部
をころ此聖徳太子ハ子ありて寺屋をハ
稲村の儀にてあらはしき一族を誅して同し冬
寺屋誅伐の祈の祭れときに曲天王寺
をさそまふ

推古天王九年
三月太子始て
うりかい
のたを
ささめ
ゑひまと
いふこあき
なひ祢
しりあまふ

廿三代 崇峻天皇

元年戊申ゟ宝永三迄
千百十九年之間諱は
泊瀬部の皇子といふ欽明第十二の王子母稲子
目宿祢の女小姉君と申す大伴糠手連の
娘小手子妃とし生位五年冬蘇我る子
なられ元興るゝ○二己酉七月法王の法を
さゝむ○三庚戌司る生ら姫善信尼求法し
て百濟国より御教を○四辛亥八月巽より
大風ふきて民屋をやぶり百穀をゝる天下大
小も○五壬子十月三日ゆへありて蘇我る子
天王を殺せその日念様の恩に葬ふ

廿四代 推古天皇

元年癸丑ゟ宝永三迄
千百十四年之間諱ハ

豊御食炊屋姫とは欽明帝第九の皇
女十八才にて敏達天皇の皇后に立給ふ崇峻帝を
弑して蘇我馬子すゝめ奉り十二月即位ましまし
豊浦宮にまし〳〵在位三十六年○四月聖徳太子を
立て政を摂しむ摂政のはじめなり○十月四天王寺を
難波の荒陵にうつさる○出羽国より舎船鬼形
を渡し權現にまつる○二甲寅大和国より聖徳太子
廣隆寺を立橘寺これなり○三乙卯五月高麗
の僧恵慈百済の僧恵聡来朝して法をひろむ太
子恵慈を師とす○四丙辰元興寺佐書○五丁巳
百済の王子阿佐来朝す○六戊午新羅より
孔雀鸚鵡をおくる○七己未四月大地震○八庚
申二月任那の国のために新羅

と付○九辛酉太子斑鳩宮を立給ふ○同年
三月太子勝鬘経を講じ給ふ推古天皇を前
勝鬘の講讃終りて太子に播磨国をたまふ
○五月水の面に浮かぶ仏像を得たまふ○十壬戌十
月百済の観勒来り天文地理方術の書を
たてまつる○十一癸亥始て冠位を定る事を制し給ふ
ふようそ冠をとる十二階とす○秦川勝
に勅して蜂岡に広隆寺を建つ社宮僧乃
八角を建太子霊夢をとる今の
六角堂是なり○十二甲子太子憲法十七条を
定め玉ふ日本の法令のはじめ○十三乙丑○十四丙寅
の像を鋳る高麗より黄金をたてまつる○十四丙寅
今の丈六の仏元興寺にすゑ○太子内裏にて

稀髪種法花経の講又あり○七月小野
子を隋の国に法をして太子なる女生あり
いひ付住かふ衛山なる山なる仕て法花経
を立ける隋の煬帝此太業二年に御ける
○十五丁卯太子大和に法光なるを建る用給
此事なるて立田法隆寺を立なるやの里に百
餅なを立○十六戊辰雅祇をかふしむ○四月小野
妹子帰国○九月太子愛屋にいりし女生不好の
法華経を持ち○十七己巳百餅の舟新羅に流れ
此後に法く○十八庚午春高麗の僧来朝して電
紙縮紙白紙粉を呈又碾磑を作る○十九辛未
法隆の衣服冠同を用○二十壬申百餅国の人
に高屋の座に御弥山を築しむ又百餅の伶

猿井の里に於て愛法の道を目的の人に於て
伶人の舞をなさしむ○廿一癸酉十二月一日太子
片岡山を通ぬ飢ふ服人あり和歌を
ぬふ志なてらや片岡山の飯に飢て臥る旅
人あられなやなし飢たる人久しいなるかや家
乃弥川の中人にこそ我たきこれ此名ハ王す
れし　とよみおかりて死たり太子是を葬
里ぬふ家人何やしむにより建戸の変化なり
とて後小隊を開名て此後あるに衣服半
ぬりて戸ハなし　また和に建戸寺を建立し
ぬふ○廿二甲戌大王よりしん孫足他生○八月蘇
我る子病あり国中の男女る子たちに手人を
穿して本獲といのる○廿四丙子正月桃李実を

むまふ○新羅の王金の仏像をなする○廿丁丑
今子大和の大安寺なる額安寺建立の云
月出雲玉より瓜の大きさ金のことくなる
○廿七巳卯四月あふみの国蒲生河におわりけるに
人は仰て深沢てなく○猪は国なるに八塚にかりの
あり形貌のことし○廿庚辰十二月赤気王にはる
長さ一丈ばかり○太子馬子と謀て日本紀代帝
王紀を撰見あふ旧事本紀これと○廿九辛巳二月
廿二月太子四十九才にして孤鳩宮に薨しあふ
○三十壬午去より秋まで霧雨する又こく実の比
○廿二甲申四月三日斧をおそて我祖父をきり穀す
僧あり是によりて僧正僧都なとの僧皮を正
て僧尼を正さしむへしとて百歳の親勤を僧

正とは僧皮のもしめも九月そこの僧尼なん
くさしむるに寺数四十六ヶ所僧八十六人尼に
三百八十五人也○廿三乙酉高麗の恵灌にはり
て三論宗を知るや井上寺を建立す○廿四
丙戌正月捶季花さく三月に薨ある五月
蘇我る子薨す○六月大雪ふる五こくかれ
萎て下の民おかく飢死す○廿五丁亥去むつ
の国に格あり人は化て男となり女となり歌を
うたふ○同五月信濃国に隴あつまりて十
丈ばかり明きまり鳴声雷公のことし春花
をこえて上列にはり四方にひちりつ云
戊子三月七月天王小墾田のあるに岩しあふ
七十ぬ是女帝の始なり神功皇后にて

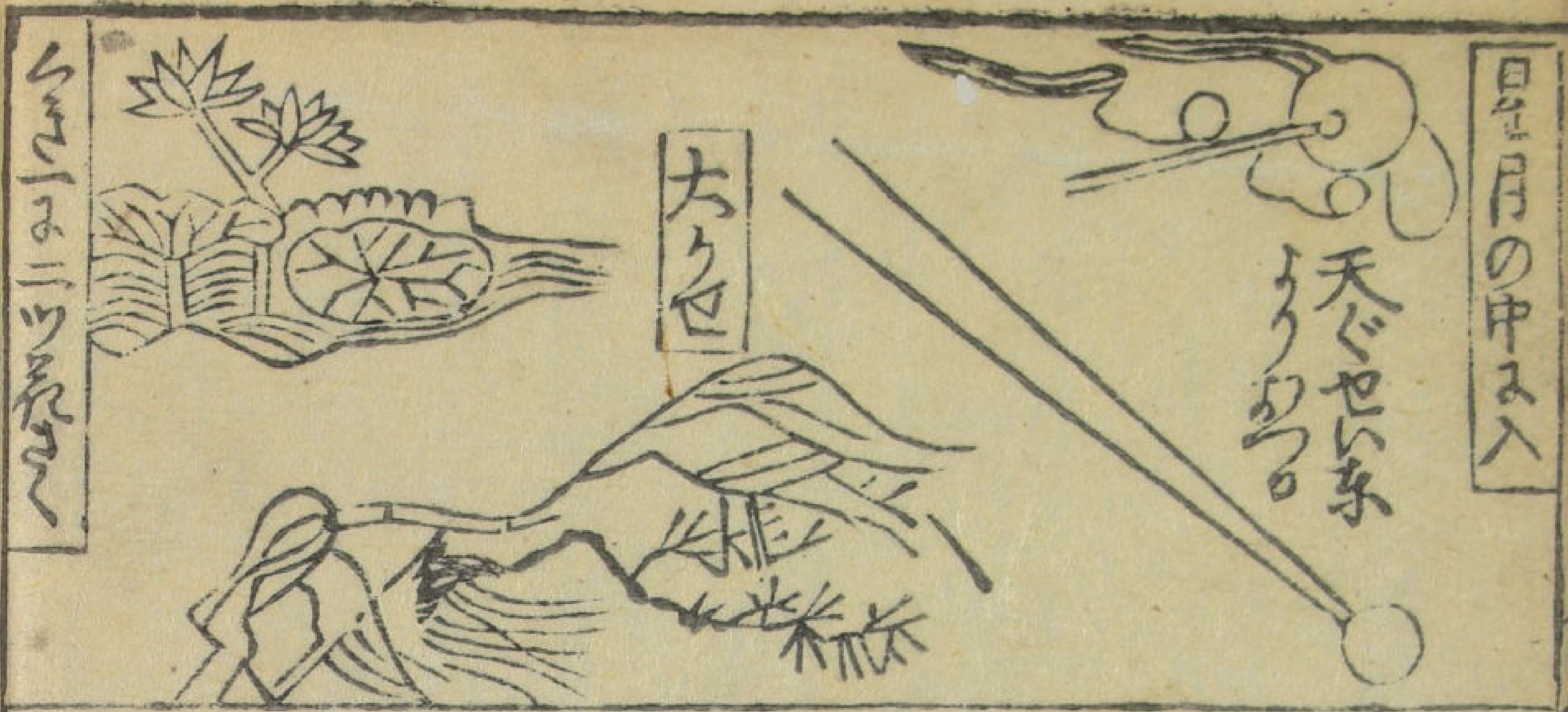

まじはれ欽明天皇八年くだらこくより王のおしへまゐれ
ゆへに此年号とさだめられ

三十五代 舒明天皇

元年己丑より宝祚十三年 治世
に七十八年也 此御諱ハ田村皇子
息長足日広額命とハ申奉る敏達天王の孫彦
人大兄皇子乃御子也 推古天王れの遺勅に
よりて正月御即位在位十三年○二庚子
都を大和の飛鳥岡のかたハらに遷して岡本
の宮と名づく 茅淳王のむすめ宝皇女を立て
皇后とす 秋八月犬上君三田耜等を大唐に
遣はされし時唐太宗貞観四年にあたる
○三辛卯 九月天皇有馬温泉に行幸
此時に初幸○四壬辰 犬上君三田耜かへりき

よりゆる表仁とて送りて日本にきたる
○五癸巳表仁唐に帰る 送りて対馬まで送る○六
甲午正月一日役小角大和にうまる 三月彗星
寺に九重塔をたつ○秋彗星出る日をなそ
きりの始也○七乙未一茎の蓮に花二つある 並
なる○八丙申帝王へ社にまゐり籠をとつき
ふひ又法起より出る采女とおかす 時に
皆罪す○九丁酉二月大きなる星いでゝ
ありて東より西にゆく此年 蝦夷王をせめ
○十戊戌秋大風大木を吹たをし家をやぶる 同
九月桃李花さく 冬にて王おほくかる
○十一己亥正月二日大雨大風日に太白をかす
西北の方にあらはる○十二庚子二月七日の夜

星月の中にいり○十三辛丑十月九日天王ゐ御

卅六代 皇極天皇

元年壬寅ゟ宝永三迄
千六十五年之間御年八
天皇御宇日足姫命といふ舒明天王御后ゐ
正月廿七ヶ日ニ御位○夏大旱ニ御社ニ御
仏閣ニ御祭ニ而ゐ天王ニ御ゐ事関川
ニ御幸ゐりて天地四方ニ神を祭し事といふ
ゐ事ニ而ゐ事ゐ月○二癸卯正月一日ニ
の雲天ニ入ル○蘇我入廉あくまに御のゝ山背
ゐ王といふ雲ニ御子と貴王ニ御ゐ質
死しゐ○同中臣鎌足と神祇伯ニて新嘗ゐ
御ゐ足ゐり例とん○舒明の皇子ゐ法恵寺
の撤木ニ御ゐて御球ゐ事ニ而ゐ入廉

親子とゐつぼさんゐを御定ゐ○七月東国の
宮川ニ大生祭の事といふ巫ゐり人ニ虫を取
ゐるをすゐるゐ事ゐ御ゐて殊せし御

卅七代 孝徳天皇

大化 元年乙巳ゟ宝永
三年迄千六拾二年之
御諱ハ天萬豊日命といふ皇極天王の御弟
軽皇子とも中之舒明天王御姫弟人の皇女
と皇后とん此帝ハ皇極天王四年六月ニ御
位をゆつり御ゐ位ありさせゐ御ゐ生の中
ニ御ゐるゐをゆつりゐの姫也○唐より文字ゐ
ゐとゐり○六月十日大極殿ニて中大兄皇子
と鎌足といひあり其時ニ初とゐり入廉と
切ころ同十百父の帳夷と謀せし兵乱ニよ也

て日池宝わことく〳〵焼うせぬ中にけのりさをと
あつかて船史恵尺走てまことにうけ以年中ふ
て年号を建て大化と以元年中大兄皇子を
太子とし又中臣の鎌足を内大臣として統の
冠をあたへ金枝倉梯麻呂石川麻呂を左右の大臣と
れ又都をなんばの長柄乃豊碕の宮に遷す○二
丙午諸国に宮を定め宮を拵む○官位物を
始て造る○三丁未始て七色十三階の冠を制し
て天下の諸礼法令を定む○てまもの陵の陽ふ
此幸○四戊申て王寺ふ吾挑る山の像とて
ゐ我法の僧尼と三韓よ渡りし是日本より
唐使のそしふ○五己酉始て元日の朝賀と称ふ
又八省百官を置め太大臣石川麻呂自害を

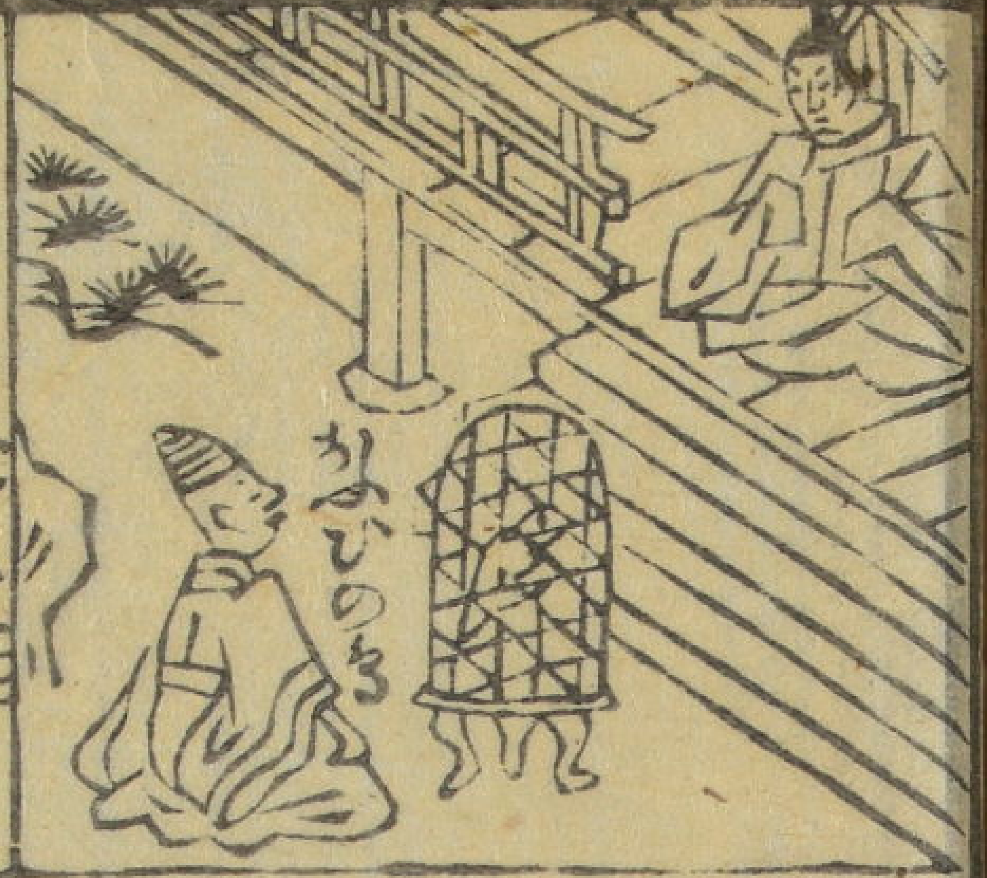

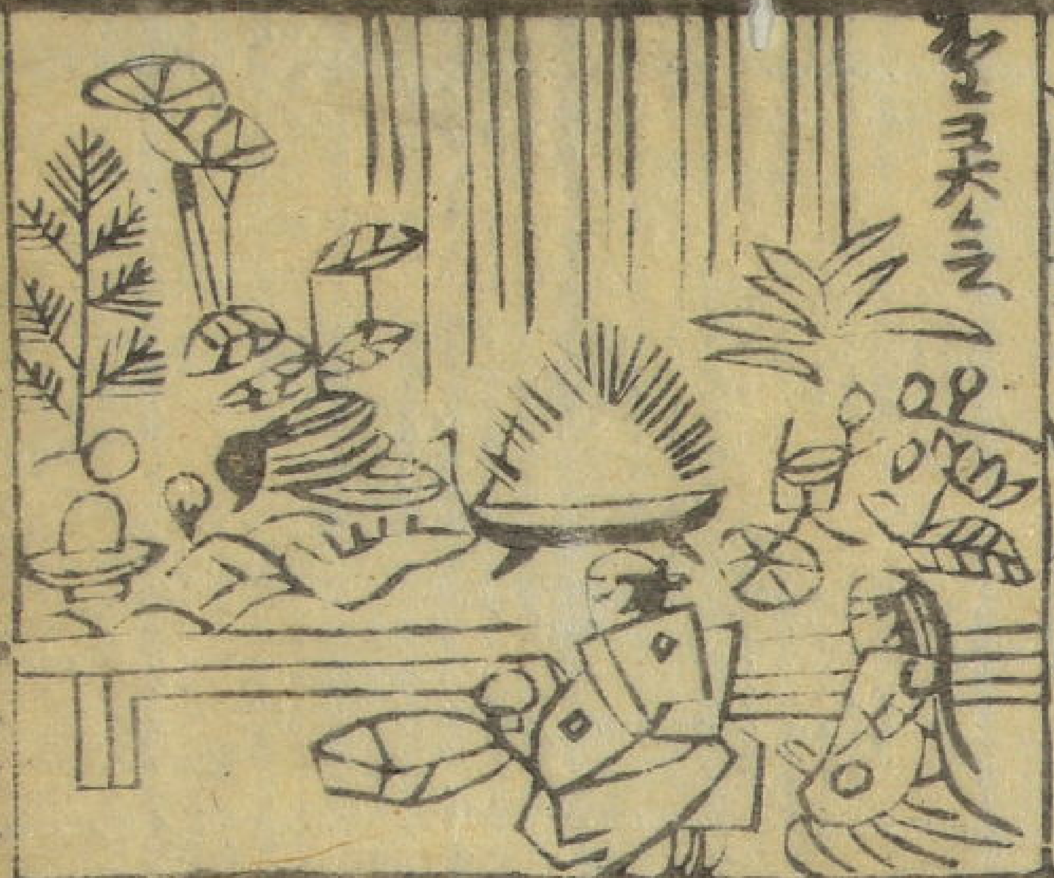

才日白鷹ノ儀ニまでしさかのくされ日白
麿飛鳥ふ玉有さへ是飛鳥の始也○河辺乃
会檢麿墓せ 白雉 元年庚戌長門乃穴戸
より白き雉をたてまつるよつて改元○始て
佛をおがまぬ又まほう子ニ依り僧尼二千
人余林中宮にて一切経をよましむ○
○二辛亥新宮に新嘗をなさる○三壬子戸籍大
ニ方に蔵を諸し民宅を中め○私忍坂の経
を林すする講す○民の宅に田教招帳を
定む○四癸丑安曇の宿直太倉の鯨
入唐○五甲寅五月遣唐の學問のうちとの○大
和国のまへは国の万里ワ〇吐火羅国ホ舎衛
国の人漂風にあひて日向にきたる○此年天皇

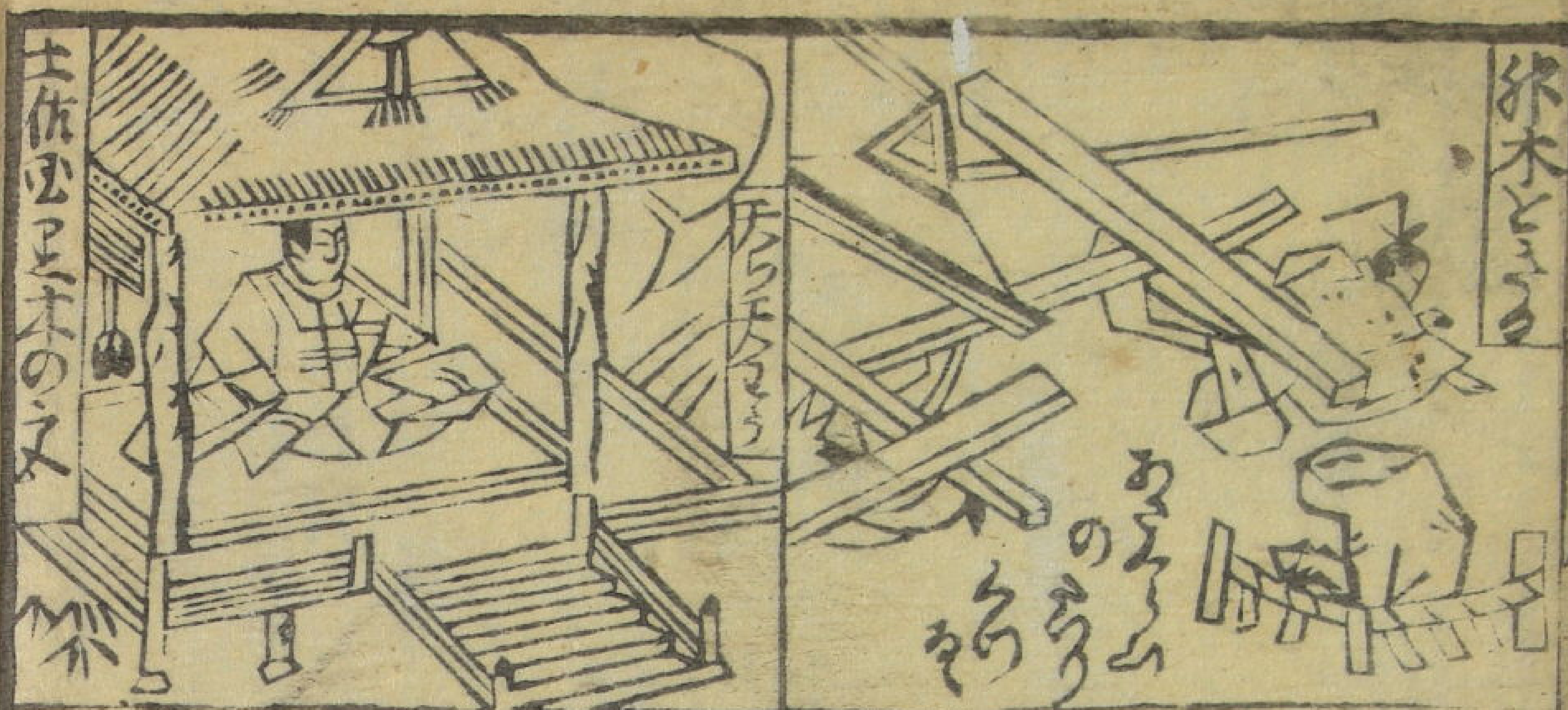

病ありとききて太子[illegible]石[illegible]
ききて難波の都よりまゐる十月十日に大臣
崩じ給ふ在位十年

卅八代 斉明天皇

皇極天皇二たび位に即給ふ在位七年 元年乙卯より宝永三迄千五十二年あり
中臣の鎌足を執政とし○二丙辰百済国[illegible]
よりつかひをまゐらす○鎌足やまひにかゝる
唐僧法明維摩経をよみて病いゆる○三丁巳
七月より始て盂蘭盆会をおこなふ○十月鎌足
山科寺をたてゝ維摩会をはじむ○四戊午
[illegible]入唐して三蔵[illegible]玄奘三蔵より
紀列の[illegible]○五己未法隆寺[illegible]

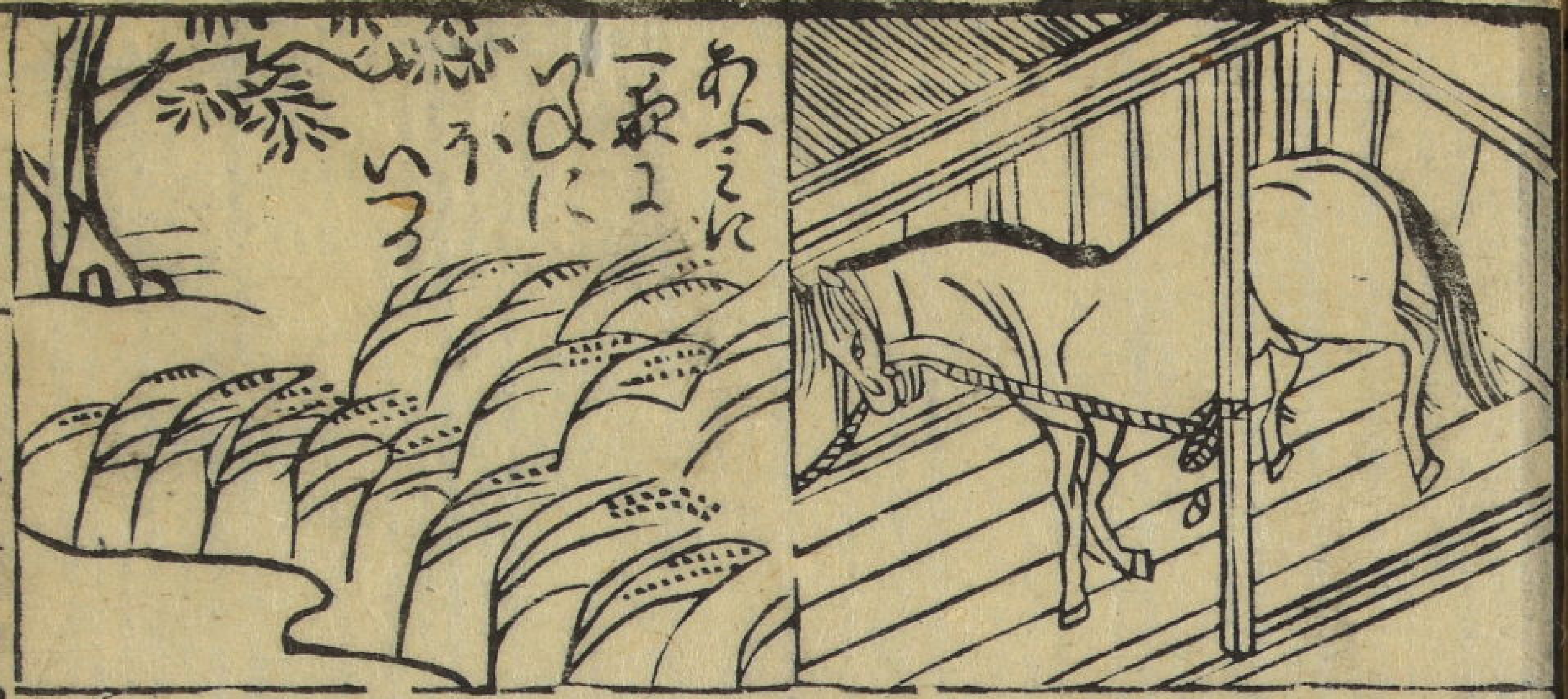

盂蘭盆会を行ふ○此年蝦夷征伐あり○出雲
の社修造あり○六庚申仁王会を行ふ○皇太子
の御手づからはじめて漏剋をつくりて民に時
を知らしむ○[illegible]内裏を[illegible]
○七辛酉正月に新羅をせめて筑紫へ行幸
[illegible]朝倉山に[illegible]
[illegible]のみやこにて[illegible]七月
[illegible]天皇[illegible]
[illegible]
[illegible]

卅九代 天智天皇

[illegible]八天[illegible]別名を中大兄とも[illegible]
元年壬戌より宝永三迄千四十五年あり

の鄙なるとも中 節的帝の王子 [illegible]
[illegible]二代の[illegible]にて正月に[illegible]
[illegible]会の[illegible]
[illegible]
の尾に[illegible]を作る○一癸亥大庭の[illegible]
家三韓を[illegible]唐の[illegible]元年[illegible]
より三年め 月本より[illegible]の[illegible]を
人[illegible]
とを[illegible]
よりて大和の[illegible]
○三甲[illegible]連[illegible]○六月[illegible]
乃郡に一[illegible]
[illegible]

[illegible]
に大織冠[illegible]
[illegible]○五丙[illegible]
を作る[illegible]
[illegible]
○六丁卯[illegible]
[illegible]○山城の[illegible]
[illegible]○七戊辰[illegible]
[illegible]正月三日に[illegible]
[illegible]
[illegible]
○越[illegible]
[illegible]○八己巳十月[illegible]

足母なりは此謂は帝 紀第一目
魚とり遊猟ありて年五十三○和気
甚甚る○九庚午二月浴手を負るもを
さく○大和の高安後波の八嶋ま驛とか
伊勢○十辛未正月百大友皇子を太政大臣
蘇我赤兄を左大臣中臣金を右大臣ま
任せむ○同月始て漏剋とらし法をとつき
大殿を橘壬二門とよしむ○統当くら八足の
麻とさく○十月て主の悩ようて皇弟の
大海人皇子ま位をゆつらんとのあひも大
友の皇子を御位とのぞむとさらしてかくて
辞退まして吉野へのぼのへ○同十二月三
日て主四十六才年て志賀の宮お崩しあのふ

四十代 天武天皇

白鳳 元年壬申○在位十五年寿六十五

此帝ハ中原瀛真人の皇子と申奉る稚名は大海人命と申奉る舒明天皇の皇子天智帝の御弟也先帝位をゆづらんとの勅を辞して吉野へ入給ひしが五月大友の皇子は命をそむき皇子を誅殺のはかりごとされしを吉野より東国へ落させ給ふ山城の国をこえ伊賀の国に入給ひ矢の背に山中に逃入て勢田の橋にて大友の皇子の軍と戦ひ大友の皇子を討ちとり給ひ不破の関にて大友の皇子をとらへ給ふ

ひ経津主命に祈り宮をたてまつりて多くの人大
友の軍中へきて熊田掛ほしかりし首をとりて
死を年廿五さいの時にうつ年七月二日
大和の国中の人々の勢ぶかまへつゝりして御即
位につきたまふの後年号を白鳳とあらため
○同二癸酉二月廿七日天武即位て歳才
二の宮に女鸕野姫を后とす○三月に
列伎なる太寺社立○一切経をうつす○同
三甲戌諸国のれきろくを○三月對馬よ
りはじめて白銀をまつる○六月始て衣服被
行○同四乙亥始て占星台をとりたつる○
矢括の浦よ八まん宮立てらる○大乙
巻のるを建立能大ん砂子勅諸○四月宮

立田廣瀬の社立○同五丙子正月一日夜ことごとく
く風薪をたてまつる○八月勅して官のむ
○同六丁丑神館三年をもて神主の給料とす○十月
又都の中の殿々をたつ○同七戊寅八月三日八坂
の塔を建つ○此年僧正猶僧羅漢
○稲城一なかに又種あるとなす○同八己卯てまゐる
野よ始幸○六月に氷ふる大きさ桃のごとし
○紀伊の國威儀又法起乃さと極ひ○異
出田院を建立者ておゝきに
孤君を信ましまして
をたてたより
ほか○始て縮田に実をむすぶ○同
正月信田村に桃李ならび実をむすぶ○十二月

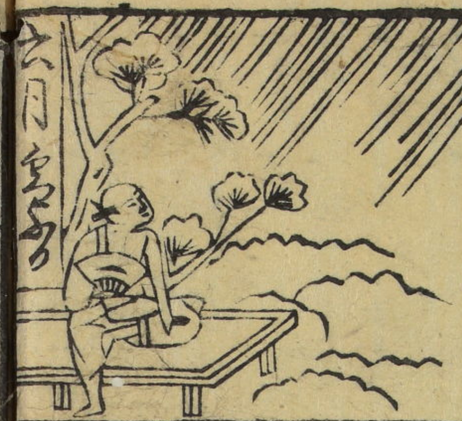

五日暮陰のやみ出て離麟の角を掛ける
○六月灰ある○土月二月まで[illegible]
子の刻を午[illegible]ある○[illegible]
つゝひにより[illegible]茶師寺建立[illegible]
○門裏の式法[illegible]十二ヶ条立○同十辛巳始て
法皮をおこなふ○[illegible]○[illegible]四足
乃鶏又[illegible]ようあさ[illegible]をなる○同十一
壬午始て[illegible]乃冠を[illegible]○礼法改ち[illegible]
[illegible]の礼を用ひ○房[illegible]○三足の[illegible]
[illegible]を[illegible]○六月十一日[illegible]○八月[illegible]乃
[illegible]○同十二癸未三[illegible]
[illegible]を[illegible]○[illegible]
用ひ[illegible]を[illegible]○[illegible]

○始て傍正傍[illegible]の[illegible]を[illegible]
○人を葬るに[illegible]をなしたるなり○同
十三甲申男女衣服を定む○丹波に角十二面
[illegible]小牛生れ○十月十四日大地震[illegible]
川[illegible]
わ[illegible]死[illegible]土作の田畠[illegible]十万頃を[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]○[illegible]
○同十四乙酉正月[illegible]位四十八階を定[illegible]
[illegible]を[illegible]○[illegible]
[illegible]○三月[illegible]
朱鳥元年丙戌和刻より[illegible]
[illegible]年号改元○[illegible]
[illegible]罷あるこの[illegible]○六月

て王にあやまつりくさまにより蒸の[illegible]
尾張熱田に移さむ九月九日天王淨[illegible]
に省[illegible]○此年大[illegible]の[illegible]

四十一代 **持統天皇**

元年丁亥ヶ宝永三
近子二拾年之に違
富て原廣野姫とやてて智帝の皇女天
武帝の后なりの在位十年葬[illegible]の[illegible]
のゝあに政をしたまふ三年之○先帝乃
に衣を加衣裳にぬひて詰さるにむさむ○始て
に国忌をもしむ○二戊子始て卯技をもつ○三
己丑葬[illegible]の[illegible]薨しまふ○勅して双六をい
ましめらる○唐周の代乃詩を[illegible]して日本の
詩の格とする○四庚子正月一日[illegible]

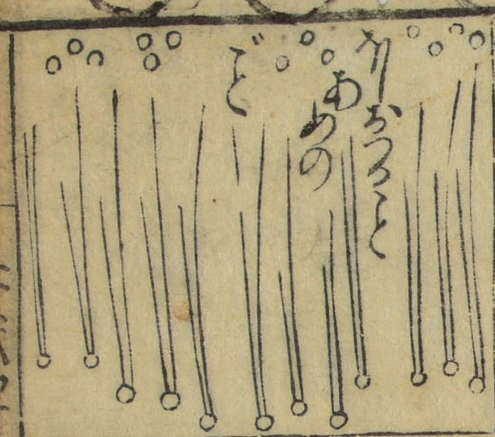

天下に大赦して稲二千束つゝを[illegible]門[illegible]
男女五十人あふ○四月に[illegible]振をあらさむ○
九月太神宮に遷[illegible]て皇[illegible]幸伊勢伊賀
の納米を減して民にはなとこしあふ○五辛卯皇女
に門親王の号令婦に位階あふ女友のたゝめ之
○百友の人等仏に仕人等を養す○月の六[illegible]
[illegible]ふ○六壬辰て王伊勢に行幸外宮遷[illegible]あり
○親城といふ者白粉を焼出す○七癸巳二月十
六日男[illegible]に[illegible]人等[illegible]に[illegible]
王に位をあふ○仁王[illegible]をよりむ○十一月江
列の[illegible]に[illegible]る○[illegible]司[illegible]
[illegible]て[illegible]を[illegible]○八甲午大和の[illegible]
に[illegible]をうつ○九未九月大赦を行ひて[illegible]

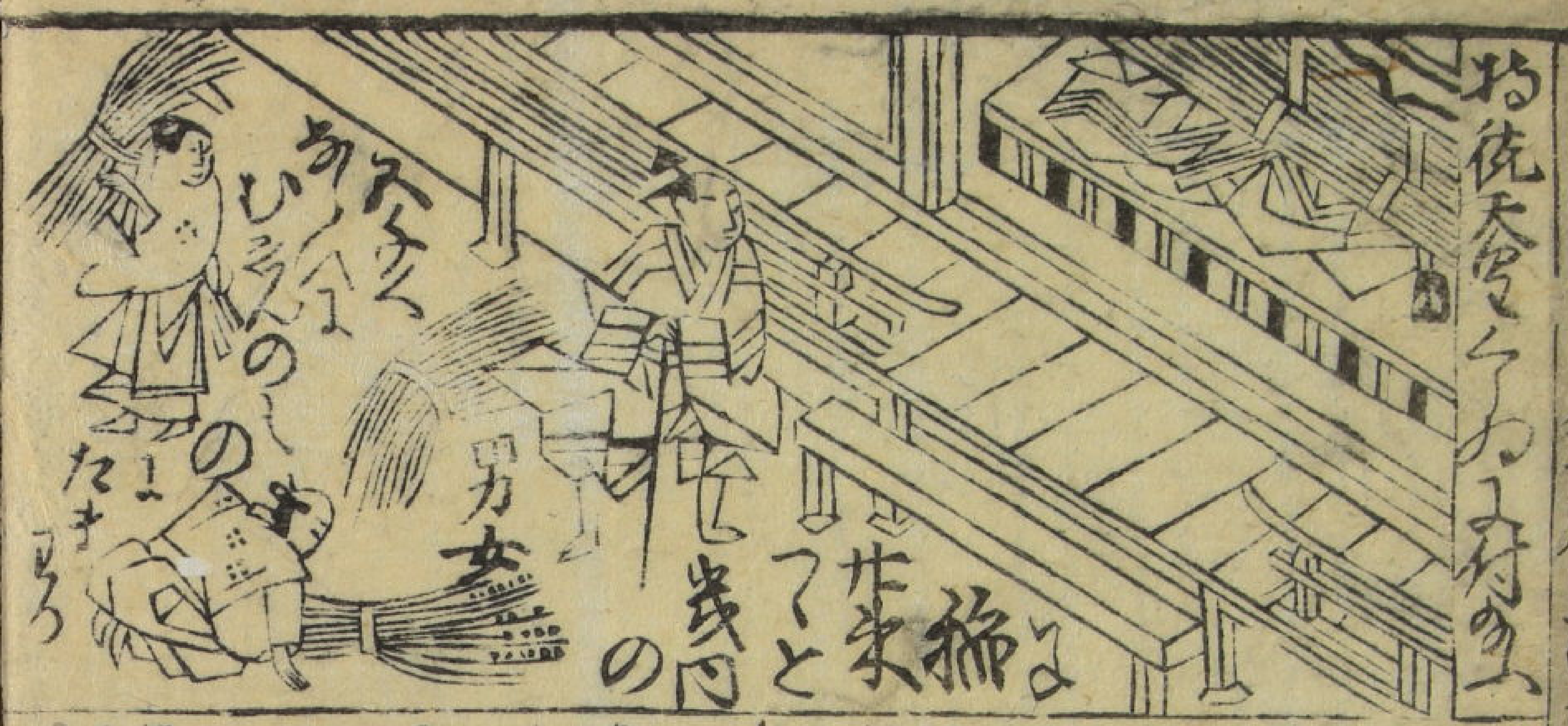

ことく〳〵ゆるん○十丙申八角でまつりす
にいそを射てあそふ

四十二代 文武天皇

元年丁酉に宝位三遍 一子十五歳なり此御
天武天皇の御孫 草壁太子第二の子なり御諱
あまのまむねとよおほぢの尊と申す 持統天皇十一年正月
皇太子にたち八月一日即位て主持統帝
を尊て太上天皇と申す是より院の号はじまる
まつれる太上と申す也○藤原の宮
に都をさだめらる○二戊戌 僧尼を禁じ
同年弁官同飛鳥○三己亥 役小角大和の
葛城山にすみて術を行ひて鬼神をつかふ
事あり又かの鬼神を使ひて人をあやまちし

役行者伊豆の嶋へながさる○四
庚子元興寺の道照死す遺言して火葬をする
日本火葬これよりはじまる

大宝

元年辛丑 年号ありといへども一時の瑞によつて
年号をさだむ是より年号たえず續く
つて御ふく○大伴の御行死す大納言
号の大伴の御行死す大納言
をとゞむ○二月丁巳
の日孔子の像を大学寮にまつりて釋奠
式を名づけて釋奠といふ○庚
申に摂津の国天王寺に五月○五月庚
にしてかく○衣
冠の司を定む○九月
ふれる人を○

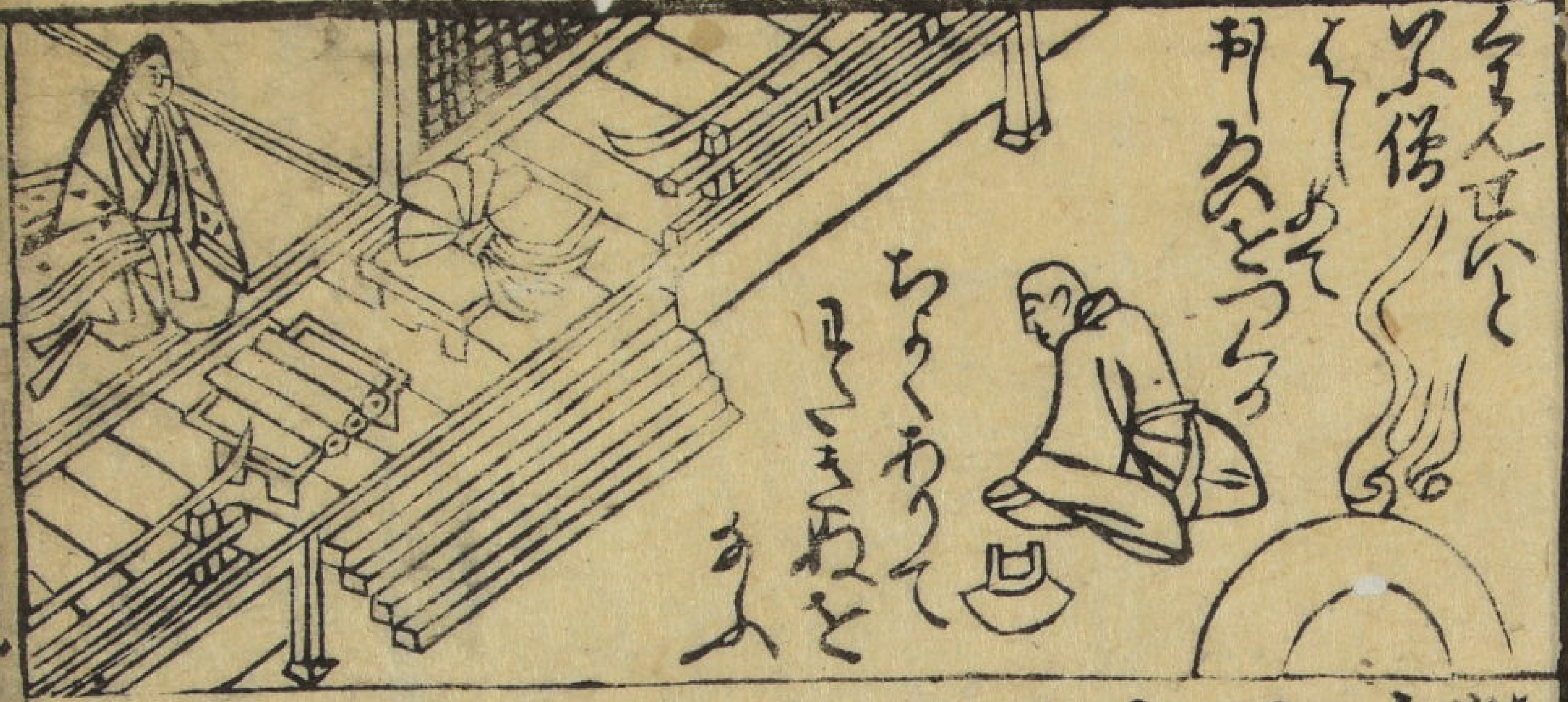

置内舎人を定む○律令を撰する○藤原の
の社たつ○同二壬寅法王さらん○嫁て[illegible]
乃山陵を祀る○越中の山持統天皇崩
月大宝の年号あらたむ○山城子男女六人
にまぜりのあり○同三癸卯月のこつあらく[illegible]
○十二月十日太上天皇崩御あそん火
葬せしむより帝王火葬の始 慶雲元年甲辰
法興寺の瑞ありしによりて年号を改める
○藤原の宮を造らる○百済人陰陽の礼を止
○諸国の国司京に詣る○七月巻受領巨勢
乃連を米を田[illegible]○同二乙巳法
国の斗升をさだむ○大和の国より八咫の烏れ
神をまつる○同三丙午十月藤原の不比等に

そ鎮花をまつる○追儺を行ふ○是
より毎年ならふの衆禁中にて桃の弓葦の
矢をもつて悪鬼を射らるゝ○同四丁未六月十
五日天皇廿五才にて崩御○同年三月大地
震○一頭三面の鬼あらはるゝ八丈余で
一丈二尺○此年唐の中宗勅して宝積経
を訳す

四十三代 元明天皇

和銅元年戊申 今宝永三迄九百八十九年
此帝は八月大和根子天津御代豊国成姫と
申す天智天皇の第四の皇女なり御母は蘇我山田石川麻
呂大臣の御娘草壁太子の妃なり慶雲四年
七月十七日御位をうけ極殿にて即位

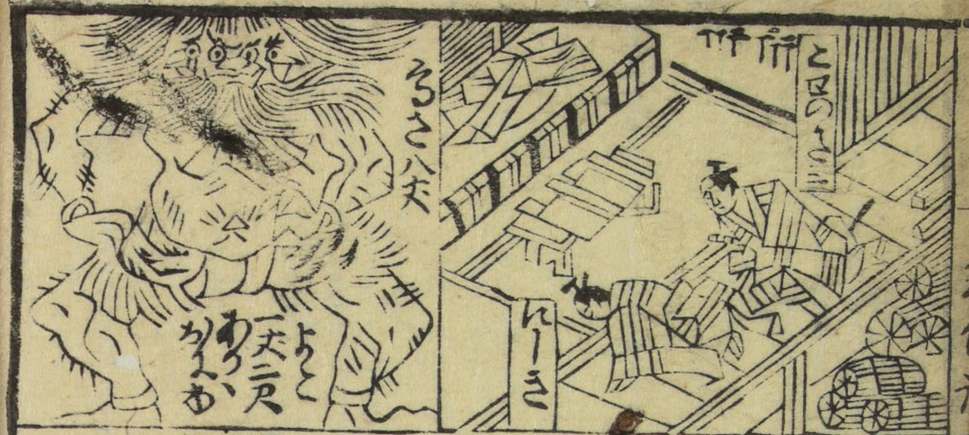

八年まで此ひまめにゆつりあふ○米[illegible]の国と和の泪をなすゆへに和泪と年号れ○石上丸とは大臣不比等を大大臣とれ○安倍仲丸なる○諸浅泪浅を綴てつくふ○同二己酉二月筑紫観音寺ふ○三月雄な国夷をひく○四月紫元兼同正光松尾の社当濱獄となる○光仁帝延生○九月本神宮に見えそう○同三庚戌三月和州大ふれに郡を迁れ○不比等父臣是のさあに山階寺を建分れ興福寺なり○同四辛亥賀茂の祭と給ふ○紋あり綿を織そしる○銭を蓄もそるに位とあふ○稲荷大ぬ神いなり山に現しあふ○大安丸古事一巻とつくる○同五壬子風土記を作る○丹波よ[illegible]

狐をなる○同六癸丑伏茶丹波日向を[illegible]六ケ国とは法国郡郷の名を定む○[illegible]の法[illegible]なり建○同七甲子布二丈六尺を丁んとれ○出羽の国より蚕をふしをなる○紀清乃人等国史を撰す

四十四代

元正天皇

霊亀

元年乙卯分雲永三道九百八十二年

正諱八月本根子当瑞浄足姫又氷高皇女とは文武天王の正姉之に母元明の御ゆつ[illegible]を受て九月三日に大極殿にて御位を位十年九京獄より灵亀をなるにより七寸銀白く形あらく脊に星三つあり是によりて年号をあらたまて灵亀といふ○同二丙辰八月

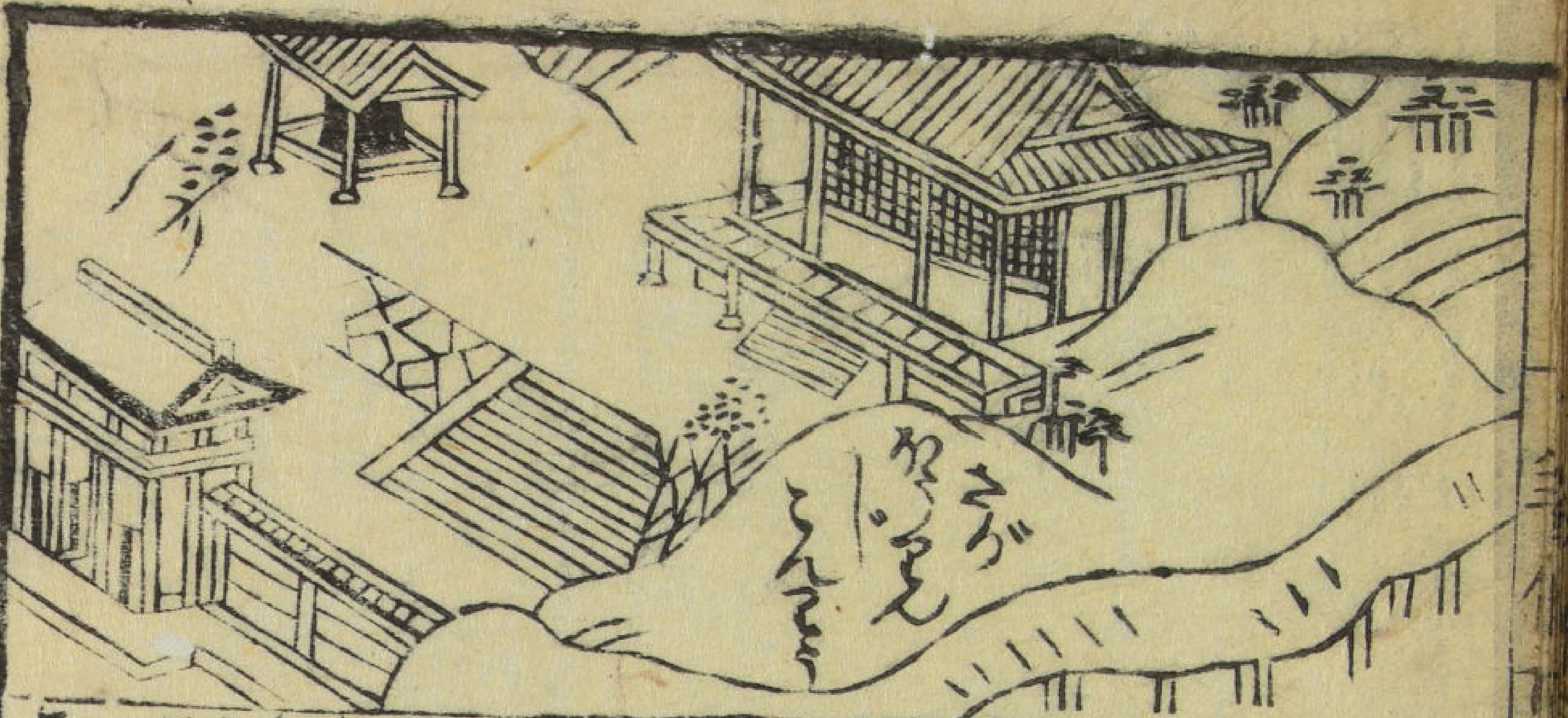

多治比縣守藤原宇合吉備大臣阿倍仲麿
八十六人をもて学文のためもろこしへ渡し侍りけ
ひて入唐せし時玄昉法師も入唐○此年高麗人
来朝する七百九十九人あり武蔵国に移し置その所を高
麗郡と名つく
泉ありて [養老] 元年丁巳九月美濃に
行幸ありて老を養ふ道し
とおもひし年号として養老と改む
○新田部親王を氏の長者とす○舎人親王十月に
○同二戊午にて此の君天皇の目安(?)によりて○不比等
律令を撰ふ○同三己未孝謙帝誕生○舎人親王
親王となりし○同四庚申舎人親王と安麿呂と
日本紀三十巻を撰む○大隅と隼人と
ひらん○八月廿三日太政大臣不比等六十二才

薨しのふ勅して太政大臣正一位をおくら
文忠公と謚をたまひ淡海公とも号し給ふ○九
月宇佐八幡乃託宣によりて諸国に放生会
をおこなふ○同五年辛酉十二月四日元明天皇六十一才
にて崩御なる○同六壬戌諸国の良民を○
女醫博士をおかる○同七癸亥紀朝臣白紀
亀をたてまつる

甲
五代
聖武天皇

[神亀] 元年甲子方室
永三迄九百七十三年
御諱は天璽国押開豊桜彦の尊とや
大宝二年誕生和銅七年に太子に立廿三歳に
て即位在位廿五年なりて神亀とうふ○
八月に天皇はじめて衣通姫をむかへて夫人のひて母とす

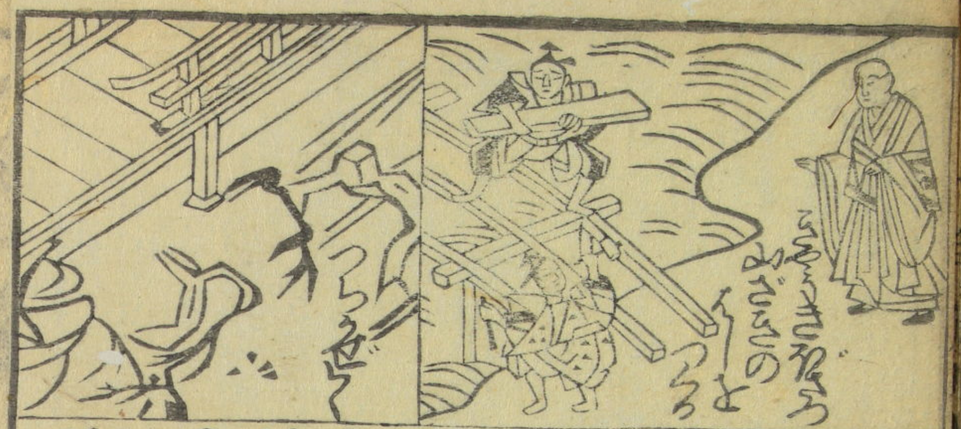

欲あり 元 立ろり 雨さも此世に絶られ 然
かもしろき和奇の浦浜とのさまへし神議
によりて紀列 海士郡に玉は得の明神勅請
○同二 乙丑 三月十八日 掃本人丸薨を○十月 天
生冬 玉の翼を交あり○て玉玉は得に行ふ
山を和人和奇を絶て○同三 丙子 て玉出なやこ
此人にて下に生るを放さしむ○行基山されに
猪をつくる○同四 丁卯 三月大和の長谷寺建
○五月つち風猪波池より吹かりて南度の
座の本二本ふきかりその打木雄となり飛さる
○同五 戊辰 九月流星あり長さ三丈をかり四つ
に打て西度の座に落 天平 元年己巳 ○
て変によりて天平とあらさむ○八月 陸海

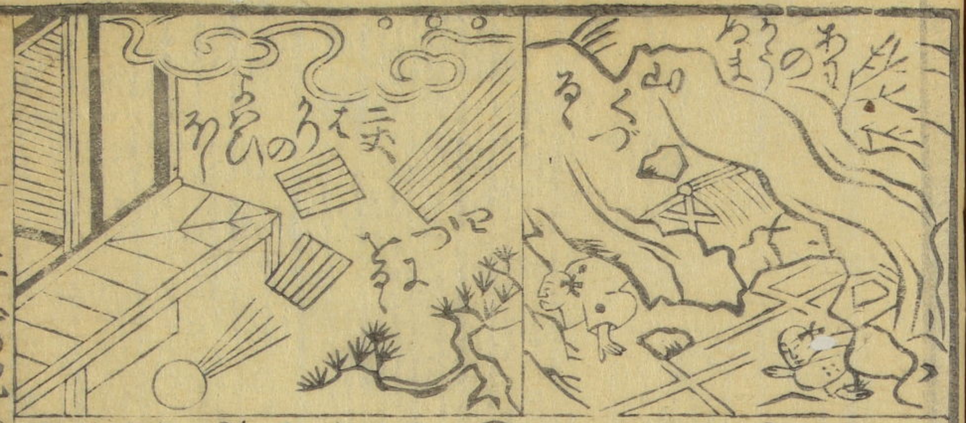

公乃に姫光明皇后をたてゝ后とし○
○背に天王貴平知百年の七字わる
龜をさくく○同二 庚午 秦産寺の塔刻
○あらん興福寺塔建○同三 辛未 雅示
察を定めらる○紀列の海 五日血ふる
のことし○同四 壬申 新羅の使鞠踏をなし
○夏大ひでり志て又こゝこのゝ○八月大風
大阪堂塔民家に多倒る○多治比廣成を坐
庵使とし○同五 癸酉 三鳴の神お現○疫帝
て王延生○七月禁中にて盂祭至云是か
例とし○同六 甲戌 光明皇后興福寺の西
令堂たる○四月大地震○同七 乙亥 三月に
坐庵使廣成を絶てし玄宗皇帝の返

こう天王

きよし右衛門へ若さる○大隅に飛ぶ
声あり○同十五癸未飛紫右宰府より正
月十四日に後赤の熱なる形く倒れ○
十月て王あ雲乃紫香葉に行幸あ
りて行基に勅して下に動をさせ金銅
十六丈の寒会形仏乃像を鑄させらる○同
十六甲申二月朝を難波に遷る○宮治川ほ
ん干あり砂地となる○同十七乙酉行基を
大僧正とし○金銅の像なるへ後さる○て下
大ちしん○同十八丙戌玄昉僧正飛紫へなるを
廣嗣か死曰天雷となり玄昉を乱ふ○
人ほ屋敷田地笑て与地とするなり○
○同十九丁亥五月五日詔して葛藤乃

ろうをとけさしむ○四月元正て王六十
九才にて崩ぬ○七月以ひせんのうま子
祈の法苑経を写る

四十六代

孝謙天皇

天平勝宝

元年己丑

より宝永三迄九百四十八年

此諱ハ阿閉内親王と中聖武帝の皇女
七月二日にそくね舎人親王乃子大炊の皇
子を皇太子に聖武を太上て王とあ
わなる○今年て下に殺生制む○太上
帝行基に菩薩号をなふ○奥列より
て黄金をなる○四月太上帝なる事に
三宝につる○橘乃佐兄を正一位に叙して
光成を大大臣とし○七月年号を改めて年二て

とん○奈良八幡勅請○同二庚子三月右後
大臣大伴古麿薨東清河出庵役○同三辛
勝宝公家の僧し僧りゆりしかりは是を平伯
法政といふ○同四壬辰二月廿五日佐女殿門僧正せんし
○同五癸巳光明皇后なる此法薨ゆ又ゆう○同六年
出庵役清河当時鎮鹿の渡六和尚来る○
八月大風大水○同八丙申五月二日聖武天王五十
六才にて崩しまふ○上皇小遊云にて天武の小孫
是祖王をもてゝ太子とは○法進学後友人を
律師に任せ

天平宝字

元年丁酉禁中の
法度不拘乃うたは天下泰平此四月よりの所
から生れゆへに宝字と年号を又後河
に国か皇帝命百年といふ字なり蚕

せうそうこつ村大水

を生まり○機の伝兄七十四歳にて薨せ○冒
太子は祖をもてゝ大炊の王をもてゝ○五月
仲ナ呂に紫微門相といふ友をもふ兄の大夫
同常成も伝兄の子奈良右臣も仲丸の威勢
をそなみなきをこれ是祖の皇子をもてゝ
んとしらふ山ゆゑ是祖奈良丸二人をこ
ろし常成ハつてしにあれ○同二戊戌大和に薨
の根を虫くふかのつかう安全の字とあるを
○天下に親生をいましめ禁中少船に拘廉
あくひをそのふるまをもてゝ

四十七代

淡路癈帝

同三年己亥か宝永三
迄九百三十八年之後一品
舎人親王第七の皇子大炊の王子にて平宝

皇帝命百年

宇三年八月[illegible]王のはゆつりをうけて御
即位○太上帝より仲麿を惠美押勝と
らるゝ執政とし○高麗の使まゐる○庚午[illegible]
良の招提寺を立ル○六月今帝は父親王とあ
がめて崇尊尊敬皇帝と諡をのゝ今の[illegible]
の東神社之○同四庚子正月惠みの押勝に信一
位太政大臣をのゝ○良弁に信正をのゝ○六月
万年無宝太平元宝の錢を鑄らる○六月光
明皇后六十才ゆて御しのゝ○同五辛丑十月朝を
近江の保良に遷す○同六壬子弓削の後
といふ僧孝謙帝にそんちくにてうあい
[illegible]
[illegible]よりて上皇と天王にあらふ和なり○五

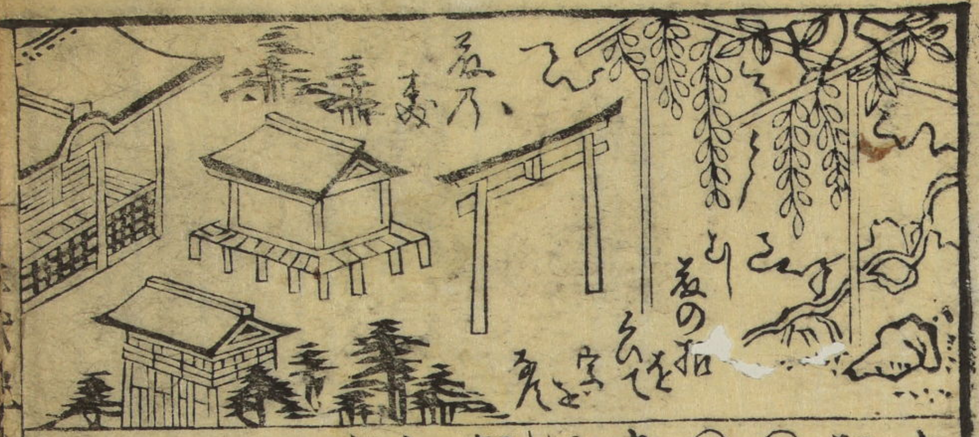

月又朝をあらはらしめて○孝謙帝にかさりを
あらし尼よりて法名を法基尼とや云也
○同七癸卯六月中将姫無えまの御んなら仏書
○同八甲辰弓削の後に大臣禅師の号をのゝ
九月執政押勝むほんを上帝の後をにてうあ
いのゆへなりけるに薊田丸をつかし押勝し
戦に列る為に[illegible]三十四人を
教さる○十月天王をかうしまり親王にあ
渋諸にあらしまるに年三十三才ゆてあく
年渋諸にて崩に

四十八代 稱徳天皇

天平神護 元年乙巳
分宝永三道九百卅二年
十月孝謙天皇ゆてひに即位道鏡に太

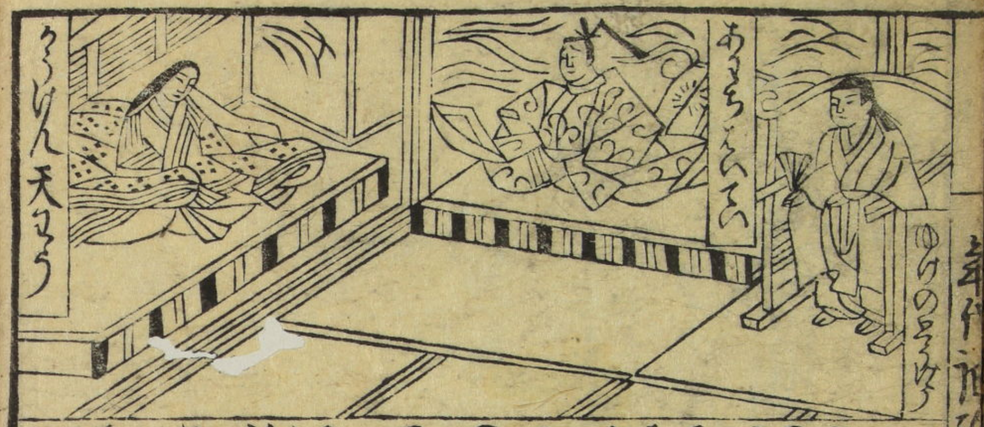

改大臣禅師の皮をもつ○あらはれ西大寺建立
○同二丙午十月に猿に法皇の位をさらけ給ふ
永手大臣吉備を右大臣とす

神護慶雲

元年丁未ひ西山開基宛洗せる○七月勝ひ
上人下野の国日光山大将現建ル○此比唐の
孔子をもつとみ文宣王と謚す○十月九日春日
の社和列三笠山にかんしやうす○同三己酉九月
て皇にくらゐを道猿にゆづらんとせひ給へとも神
嶽を恐れ給ひ和気清麿を勅使として祝
紫の宇佐八幡に答さしめ給ふ神嶽に如なりハ
さるよしを奏ゆ也猿いかりて清麿が足の筋
を切て大隅の国流罪○明年庚戌二月天王河
の由義家に御幸あり猿あやしき人に扶

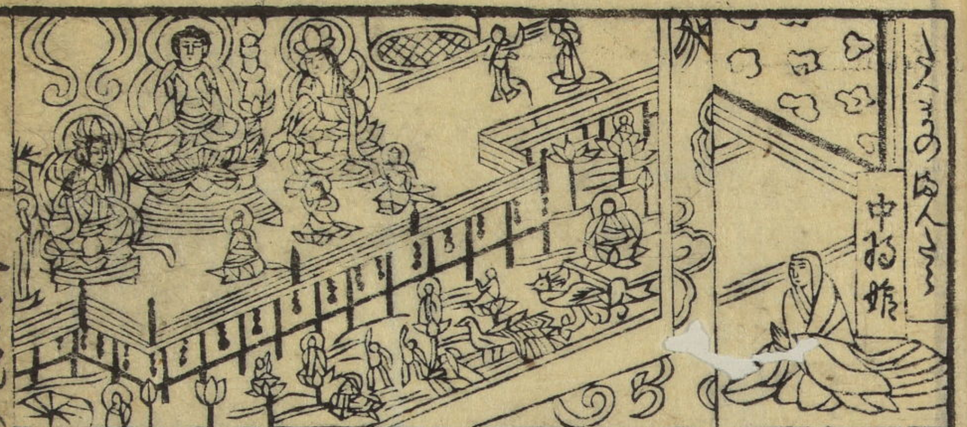

[illegible]まつらせしによりて四月還幸ありてより
御なやみまして六月に悩しきりになり八月
五十三歳にて崩しまふ

四十九代

光仁天皇

宝亀

元年庚戌より
宝永三道九百二十七年

御偉ハ白雲の王と申なり天智天王御孫
旅基皇子様に田原天王申皇子の御子なり
十月に即位在位十二年○道猿を下野国
に御ゆきて○和気清麿めしかへさる○大臣
氏紀列粉川寺立ル○天王父をあらはして田原
天王とおくりゑ○同二辛亥二月に水手薨を
○法国に庇神をまつしむ○星坤に落
者いつちのことし○美国の役勅命といふ

者あり○同三壬子強く梓爲を十禄師とす
うめなれ○後鎮下卿に死す鹿人の礼とれ
てかくむ○八月天王寺の内親王に
以日大風○同四癸丑十二月六日良弁寂ス○僧
友の位階を百友の次第に死者して階級を
定む○同五甲寅空海せり○四月天下に忌
されいとなり○高雄神護寺建る○同六乙卯
四月十四日中将姫死て二十九才○十月吉後の
美循薨を○陰陽の大捕卒を○同七丙辰九
月廿日以後京中毎夜石をかけ事殿の下に
屋子の上石あり○同八丁巳冬に大ひてり宇治川の
あつさきり○三月義義字の祖慈訓定
○同十己未猫崎宛を二ツにもむ○稲尾寺護

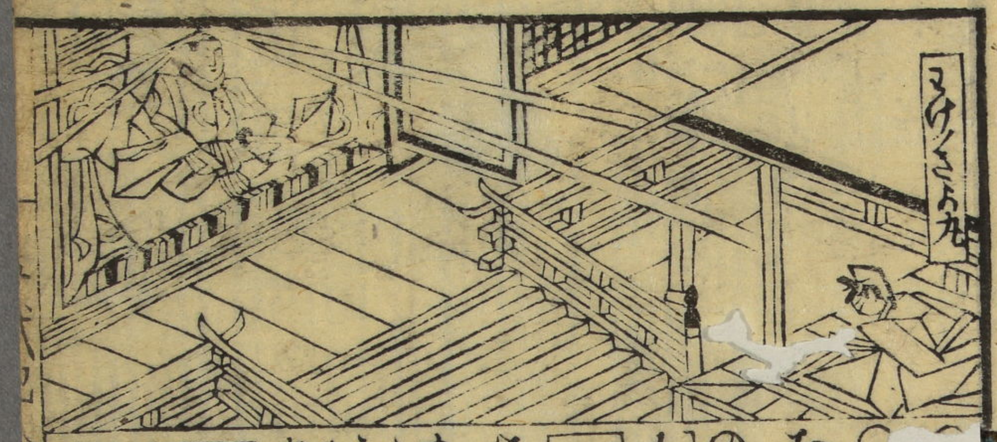

○伊豆三郎の神いまの国よりうつりあふ
○同十一庚申三月陸奥乃伊治呰麿礼を
たこし桜家伏紀廣純をころす○京中
の寺々に雷おちて焼事何まる○延喜上
人山城の国音羽山に清水寺建立あり

天應 元年辛酉四月第一の皇子山部親王に
はくらゐを譲り桓武帝とゆなる○十二月
廿三日光仁太上皇崩しあふ七十三才○北山乃
鷲峯寺宮の神社泰清いまのゆるこ
条る○岩井受後あるこの社庶に月輪寺建立

平代 桓武天皇

延暦 元壬戌分宝永三
迄九百十五年之年号
改元あり○正月川徳と伊豆に流しその母不

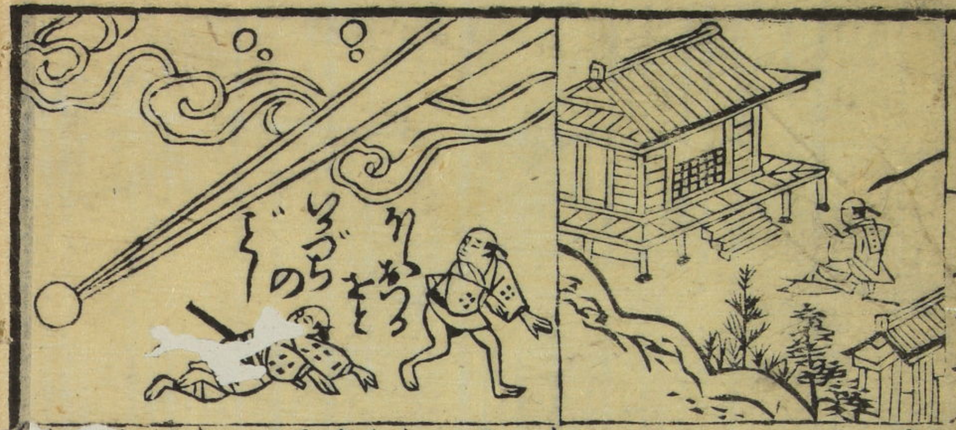

破門親王を遊行にかくしまゐらせんのみにて
○夜原の魚名夢しまゐ○同二癸亥京師の御猶
しまゐ○同三甲子正月日吉七社の門十禄師を
入てまゐる○五月七日磯二三万ゆにはより天王
なにはのつまり合戦○七月山さんの樓をる○十
月山城乙州郡に郡をとりしまゐ長岡の郡こ
れをとり○幣を賀茂の社にをる○同四丑年
良親王むかん遊行に房羅所会して御はて
死を好に奈良熱愛さてまゐらせにとて崇禎
天王と位を○かくれ宮寺立○家持ち
うを○同五丙子あつたの楚歌なる○坂上苅田
丸夢しまゐ○同六丁卯典業察より新終
十葉をなる○同七戊辰空海御殿○宮院

[illegible]師ひ忍の[illegible]を[illegible]き根本中堂を立本る
茅師[illegible]を安置し西塔に秋迦横川に
[illegible]親青の像をあらわ三塔を名つけて
叡山一宗止親[illegible]延暦寺とゝ○同八丑
去十月分尚四月まで夜ふけ○[illegible]乃
実石をもてしる○同九[illegible]大ひでり○つ
うきんを八万八千余人にあまり○[illegible]を[illegible]
刃を置○たうさんをする○同十辛未四月中
の申れ日始て日吉七社乃まつりを行ふ○同
壬申[illegible]者をよみかくはしむ○同十一癸酉夜[illegible]乃
小[illegible]麿に郡をとりさしむ
○同十二甲戌十月郡を山城の国[illegible]
田村に近されあ[illegible]十二日て宮門[illegible]

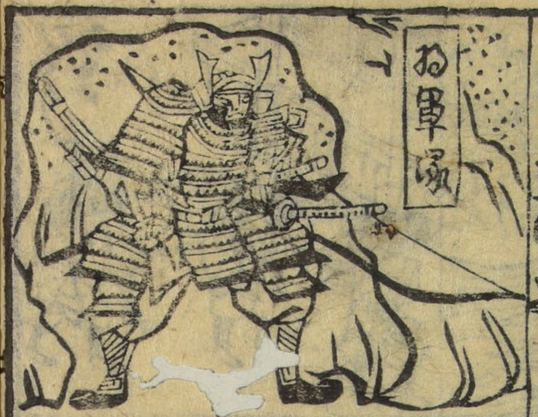

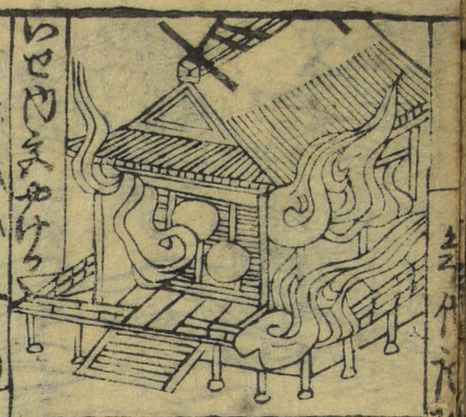

清水寺二

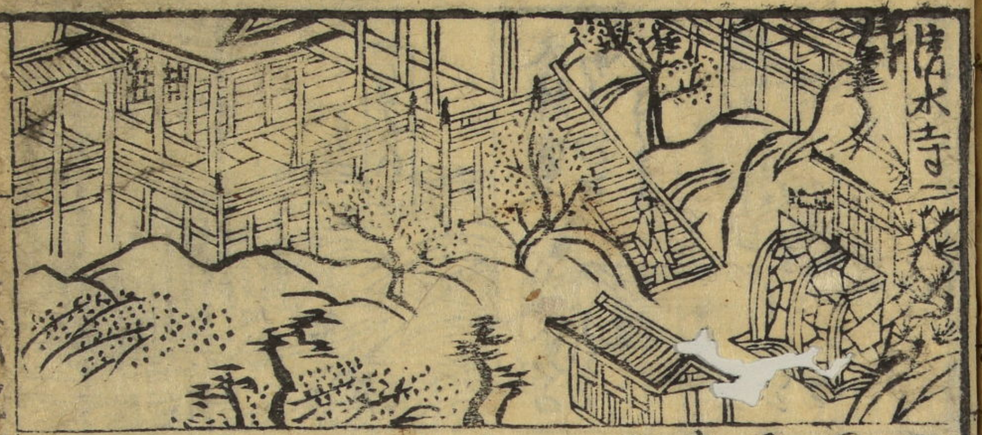

○同十九庚辰法を献して发途あるまを抜ん
○三月十四日分四月十八日を富士山のいる
堂紀あのつゝ焼あり八火ひろ天をてら
せこれと雷のことし川あれあひあり
○同廿辛巳徒国の津に西渡し路を定む○
田村丸朱夷を於麻山にあるべく同三徒に
中のふ○同廿一壬午勅して六家ひろめさせあふ
○同廿二癸未伝智此於玉家を是あり○六
月空海石川菊殿丸殿原殿蓋入座せし
七月最澄菊殿丸清公渡原○同廿四丁酉勅
庚伎菊殿丸乾浣法師清公渡朝○背
勅をうけて最澄高雄山にて灌頂せしむ
○田村丸清水に行幸あるまを美をて

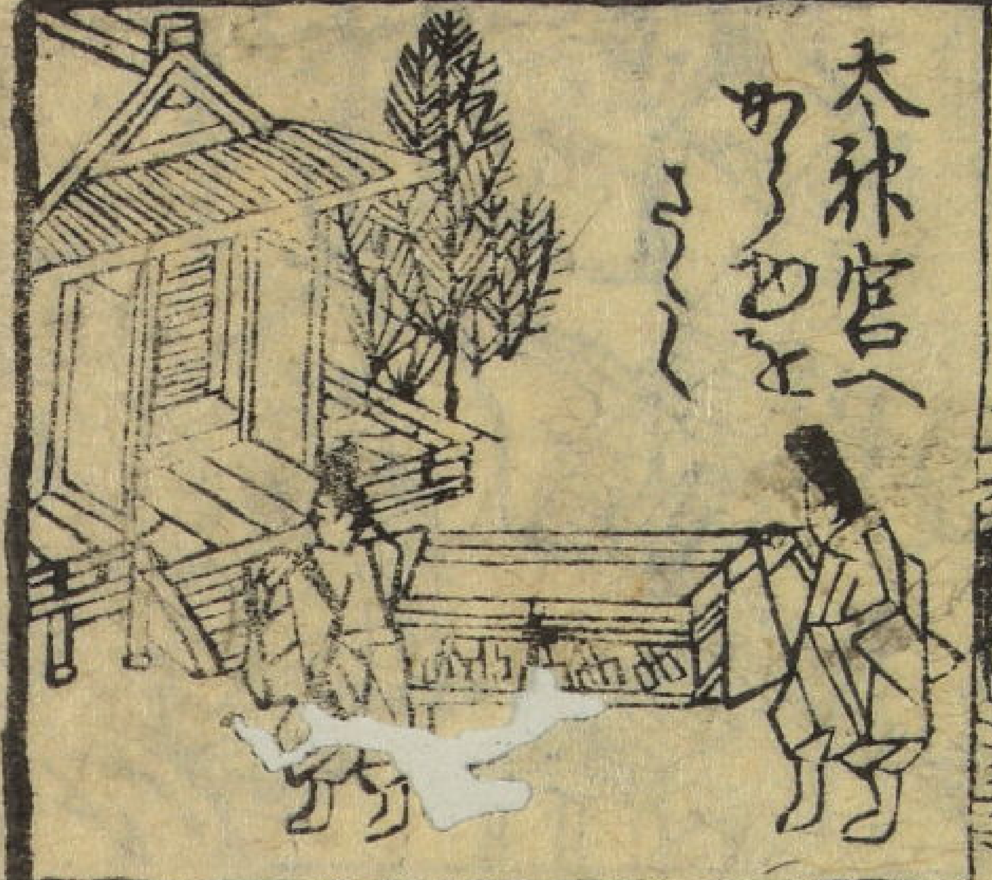

五十一代

平城天皇

大同 元丙戌より宝永三年迄八百九十一年ニ成

御諱日本根子天推国高彦尊と申たてまつる桓武天皇第一の皇子安殿親王とも申 延暦廿五年五月廿八日御即位在位四年 御年三十三歳にて御位をゆつりて名乃御寺にまします けるかれ奈良の帝とかく数未田麿を右大臣坂上田村麿を右大将としあふ○三月十七日桓武天皇七十歳にて崩御なり○年号を改え大同といふ○平城帝きうみすぐ○八月室 万葉集を

○同二丁亥坂上田村丸清水寺を営

○八月釈空海唐より帰朝して太宰府にいたる○冬より疫さ○十月藤原の宗成むほん召捕る伊予に流罪○同四己丑て王御悩により御位を弟神野親王にゆつりあそばし即位あつて平城天王に太上天皇の尊号をたてまつる○八月て王太上帝に御出家しあふ一人乃世をのがれ給ふ○正月御年あるれ是例なり○十一月平城太上天皇の御事をかなへる

五十二代

嵯峨天皇

弘仁 元庚寅より宝永三年迄八百九十七年ニ成

御諱神野親王と申て桓武天皇第二の皇子なり年号を改め弘仁といふ○右衛門督

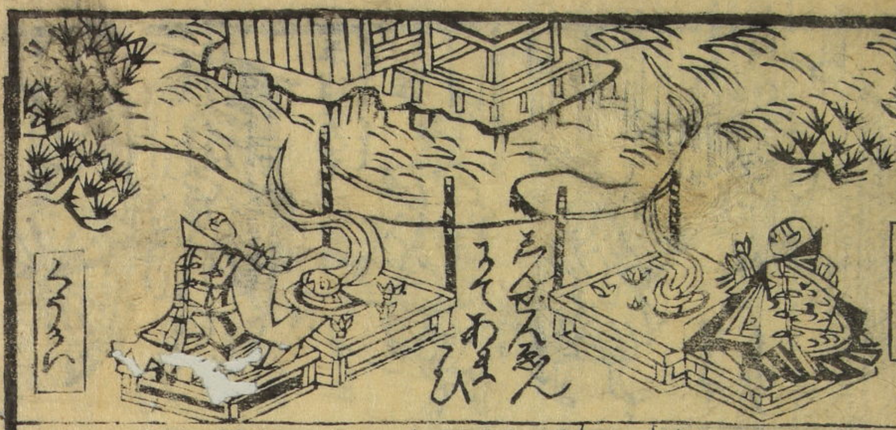

遷宮○仲哀帝延喜○四月御病の[illegible]
[illegible]○九月[illegible]京仲成が[illegible]
太上[illegible]
[illegible]
嵯峨帝[illegible]
太上帝[illegible]
[illegible]村丸[illegible]道をさえぎり[illegible]
[illegible]上帝[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]○同二辛卯五月[illegible]
[illegible]
[illegible]上田村丸[illegible]
[illegible]

[illegible]の門[illegible]
○同三壬辰二月[illegible]
[illegible]○同四癸巳[illegible]
[illegible]○同五甲午正月[illegible]
[illegible]○同六乙未[illegible]
[illegible]○同七丙申
[illegible]○同八
丁酉[illegible]
[illegible]○同九戊[illegible]
[illegible]○同十己亥三月[illegible]
○[illegible]○同十一庚子[illegible]
○同十二辛丑[illegible]

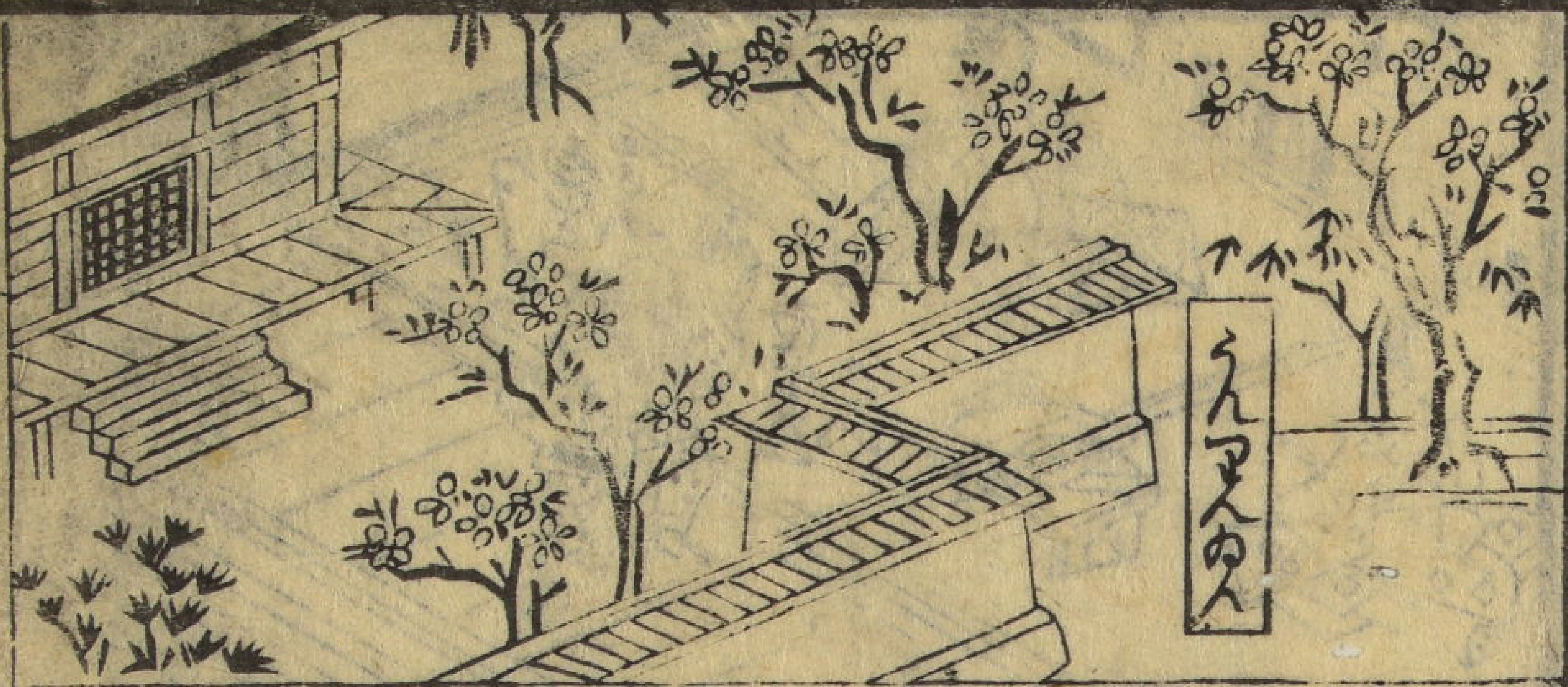

のへゐる色とうせく○同十三壬二月に最澄
よ伝教大法師の位をたまふ○六月四日五十六歳
にて寂滅しけり○同十四癸卯正月東寺を空
海にあたへ西寺を守敏にたまふ○四月天皇位を
と桓武第三の皇子大伴の皇子にゆづりたまひ
冷然院につきてまします九月嵯峨院に移りましける

五十三代　淳和天皇

天長　元甲辰より宝永三迄八百七十三年之

御諱日本根子高譲弥遠ともなづく又大伴
親王と申す弘仁十四年四月に位につく○三月
大臣にて御紛争ありとかくるる高野なる
て申しあへる又空海ふかいのちを祈念
死罪をゆるひて三日大臣を下さる所は

○七月五日平城天皇五十一才にてほうぎよなる
○十月元慶の皇子義真叡山の座主となる
る座主のはじめ○同二乙巳冊後浦嶋子蓬
莱山より三百余年めにかへる○同三丙午七
月大風雨紛紛にてせつ多寺院たふれたりとや
○東寺の塔ほう○五中将なりひらうまる
○同四丁未匹季紀生○護命を僧正と
なる○同五戊申 弦母を七道に立つ○
太政官にて大きに酉にて下知よせらるの
○五月良峯安世諸国に東海道をつくる
乃はとる○同七庚戌 桓武の皇子安世薨去のよ
○芥川又ろうひの君よ仰せ○同八辛亥 仁明
第三の皇子附康親王位を○九月…

せんそう○同九年丑二月れきへんを改めて文永と号す○同十一年甲戌十月蒙古人つけ狙い退役をゆるす○同十二年乙亥二月れきへんを改めて建治と号す○同十三年丁丑二月れきへんを改めて弘安と号す○同十七年甲午二月れきへんを改めて正応と号す○同二年己巳八月年号を改めて永仁と号す○同六年戊戌八月年号を改めて正安と号す○同三年辛丑十一月年号を改めて乾元と号す○同二年癸卯八月年号を改めて嘉元と号す○同三年乙巳十二月年号を改めて徳治と号す○同二年丙午八月年号を改めて延慶と号す○同四年辛亥八月年号を改めて応長と号す○同二年壬子二月年号を改めて正和と号す○同五年丙辰二月年号を改めて文保と号す○同二年戊午三月年号を改めて元応と号す○同三年己未四月年号を改めて元亨と号す○同四年甲子二月年号を改めて正中と号す○同三年丙寅八月年号を改めて嘉暦と号す○同四年己巳八月年号を改めて元徳と号す○同三年辛未四月年号を改めて元弘と号す○同三年癸酉五月年号を改めて正慶と号す○同二年壬午八月年号を改めて建武と号す○同四年丁丑八月年号を改めて延元と号す○同六年辛酉四月年号を改めて興国と号す○同七年丙寅八月年号を改めて正平と号す○同二十三年戊申九月年号を改めて建徳と号す○同二年辛亥四月年号を改めて文中と号す○同三年甲子二月年号を改めて天授と号す○同六年庚申四月年号を改めて弘和と号す○同三年癸亥二月年号を改めて元中と号す○三月九日京都へ還幸あり○後京都へ帰り小松殿の

五十四代 仁明天皇

兼称 乙卯 寅ノ年 宝永三迄八百六十三年のり

八日年号を改めて天長と号す○良岑安世を毎八月のてき日ごとに太政大臣はたらき方なれ女天皇これ毎八代宝治帝をねぼ

丙辰 実ある事なり○三月廿日東仁法
順久しくあるものよ○三月廿日法
永五年癸酉六月廿日崩御あらせられ○
十二月小野宮実頼公薨去あり○同五年戊子
おわせられしゆえ大役として常嗣文
ねぎの由よし仰ある○同六年己丑

○同七庚申五月十七日淳和上皇崩御なり五十五才
○同八辛酉正月七日なりひらと元服○同九壬戌七
月嵯峨帝崩御なり五十七才○つねさだ親王たい
まし○同十癸亥良房大納言に任す○同十二乙丑
菅原是善文章博士に任す
菅原道真今年出生○満米上人多田寺を立る
○同十三丙寅十月仁明帝○同十四丁卯親
王生れたまふ 嘉祥元戊辰嘉祥と改ル○六月
越後より白亀をさゝく○横川の中堂たつる
○長年永宝の銭を鋳る○同二己巳十二月天変
洛中をどろきあひ夷を以て米銭をたまはる
○同三庚午二条后これひと親王と生る○三月
仁明天皇崩御す御年四十一才○よしみの

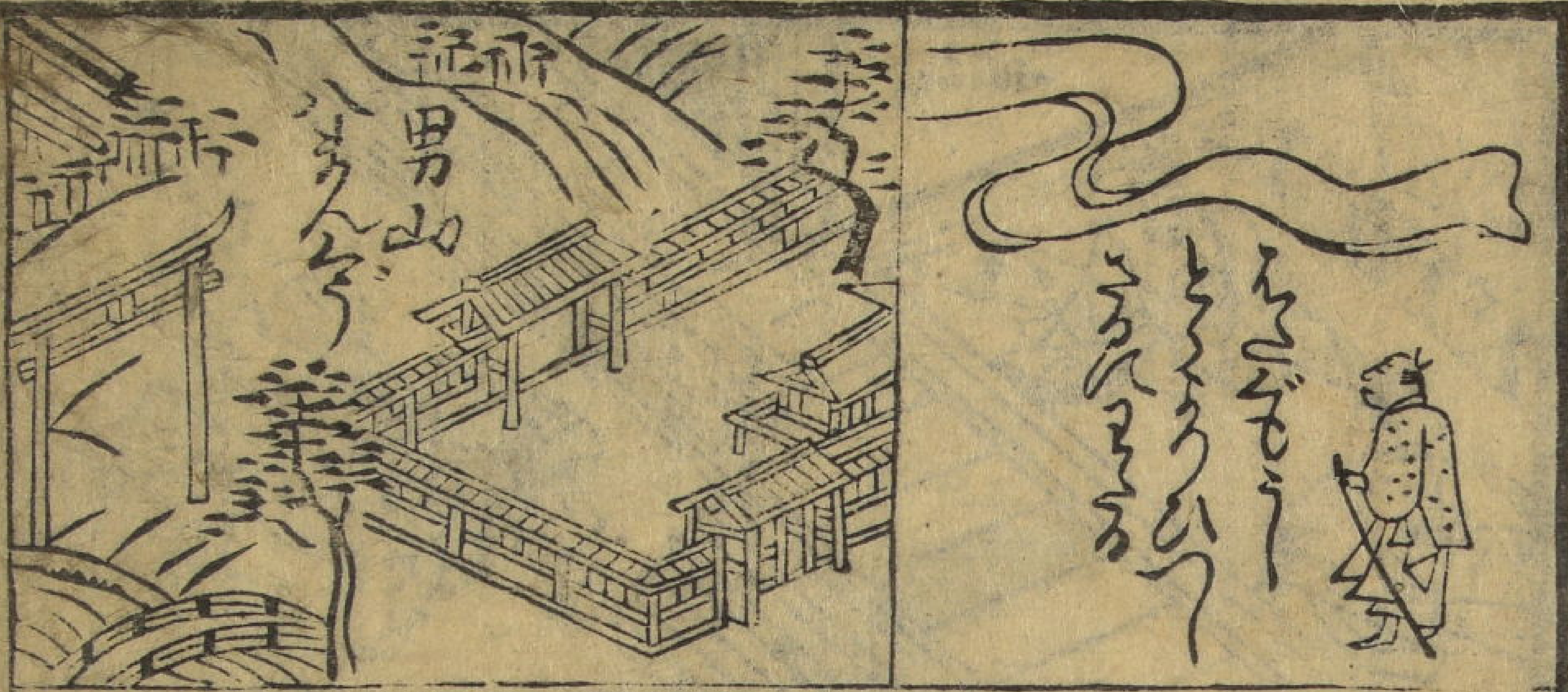

宗貞みかどにわかれたてまつりて比叡山に登
り出家して後遍昭と云ふ○五月皇后
嘉智子崩じたまふ

五十五代 文徳天皇

仁寿元辛未 方室永三年迄八百四十六年之
御諱ハ道康親王と云ふ仁明帝第一乃
皇子田村の帝これなり○大衆の奏祥
参りける○仁寿と改元あり○十月天
大ニなる地震して山崩るる○同二壬申五月
諸国にかんろふる○六月大和の国に紫雲
あらわるる○小野篁死去五十一才○同三癸酉二
月廿三日桓武帝の皇子かつらの親王薨死
を平家乃祖なり八月良臣孫入鹿大郎之

181500149

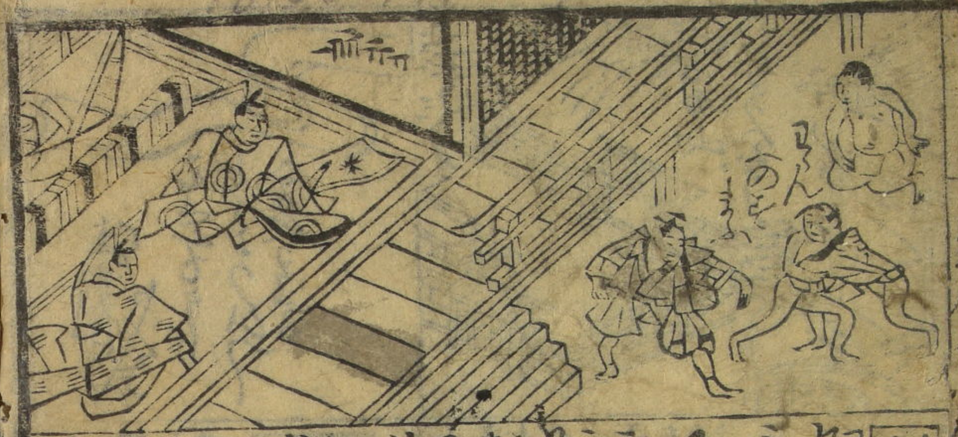

齊衡 元甲戌 斉衡と改元○九月斤[illegible]
恒うまる○同二乙亥五月五日大ちゑんあらはれ
こゝ落る九月都して数まれと良むまゝ天
下を動をして此御取○天下大ひてり○同三丙
三月地しん十月御の思きる数月○十一月
英陀国より白花麻をそまつる○十二月常
陸国あらはれて鳴の神出現

天安 元丁丑四月
旅花戦大石残相坂雖三ヶ年よの実を近
江にまる○十一月定海に大僧正をあふ○同二
戊子六月[illegible]る艮より申にまる○
八月廿七日文四天皇に年廿二歳にて御
しあふ○[illegible]より御[illegible]○十一月七日に
[illegible]人親王に即位に年九歳

華洛帝